潟上市
第二期子ども・子育て支援事業計画

素案

令和元年１１月２１日現在

潟上市

【表紙裏　空白のページ】

はじめに

【計画策定にあたっての市長挨拶文を掲載いたします】

目次

第１章　計画策定にあたって……1
１．計画の趣旨……3
２．計画の位置づけ……4
３．計画の期間……5
４．策定体制……5

第２章　子ども・子育て支援を取り巻く状況……7
１．潟上市の概況……9
２．就業状況……13
３．保育サービス等の利用……15

第３章　子ども・子育て支援の状況……19
１．子ども・子育てに関する調査のポイント……21
２．就学前児童調査結果のポイント……22
３．小学生児童調査結果のポイント……29

第４章　計画の基本的な考え方……33
１．計画の基本的な方向……35
２．計画の体系……36

第５章　子ども・子育て支援事業計画……39
１．子ども・子育て支援制度の全体像……41
２．子ども・子育て支援事業の推進……45
３．子ども・子育て支援事業の計画目標……57

第6章　次世代育成支援行動計画……61
基本目標１：子どもの心身の健やかな成長の支援……63
１．子どもたちの健全育成……63
２．交流事業の充実……66
基本目標２：子育て家庭をサポートする環境の整備……68
１．家庭の子育て力の強化……68
２．母親と子どもの健康の確保……69
基本目標３：地域の子育て力を強化する施策の充実……74
１．学校環境の整備……74
２．地域の子育て力の強化……77
基本目標４：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保……79
１．子育てバリアフリーの推進……79
２．子どもの安全の確保……80
基本目標５：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実……82
１．障がい児施策の充実……82
２．ひとり親家庭に対する支援の充実……84
３．虐待防止対策の充実（新規）……86

第7章　計画の推進体制……87
１．潟上市子ども・子育て会議による進捗評価……89
２．庁内における進捗評価の体制……89
３．関係機関等との連携・協働……90
４．計画の周知……90
５．進捗評価の仕組み……91

【空白のページ】

第１章　計画策定にあたって

【空白のページ】

１．計画の趣旨

少子化・高齢化の進行等による、家族や地域、就労・雇用など子どもや子育てを取り巻く社会環境は、ライフスタイルの多様化を伴いながら、変化し続けています。国においては平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を可決・成立させ、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。平成 29 年６月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率 80％にも対応できる保育の受け皿を整備するとしており、同年 12 月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、令和２年度末までに整備することとしています。「新しい経済政策パッケージ」は、「人づくり革命」と「生産性革命」を車の両輪とするとされており、このうち、「人づくり革命」については、幼児教育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化など、社会保障制度を全世代型へと改革することとしています。

これまで、潟上市では、平成 17 年４月から前期５年間、後期５年間の「次世代育成支援行動計画」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に実施し、本市の子育て支援の充実・発展に取り組んでまいりました。平成 27 年４月からは、「子ども・子育て支援法」及び 10 年間延長された「次世代育成支援対策推進法」による「子ども・子育て支援事業計画」を推進してきました。

子ども・子育て新制度が開始された平成 27 年度以降、平成 28 年には児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正が行われました。令和元年６月には改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、児童のしつけでの体罰が禁止されました。また、国際化の進展に伴う教育・保育施設の対応等、新たな時代の流れに沿った取り組みが必要とされています。

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（Ｍ字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などと併せて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の ３ つを柱として掲げています。

本市においても、子ども・子育てに関連する法律の改正や新たな制度に対応すべく、令和２年４月から５年間の本市の子ども・子育て支援の取り組みについて定めるものです。

２．計画の位置づけ

「潟上市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として策定するものです。

また次世代育成支援対策推進法の有効期間が令和７年 ３ 月 31 日までの 10 年間に延長されたことから、次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけられます。

上位計画である「潟上市総合計画」やその他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条　市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育･保育及び地域子ども･子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども･子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条　市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【諸計画の関係】

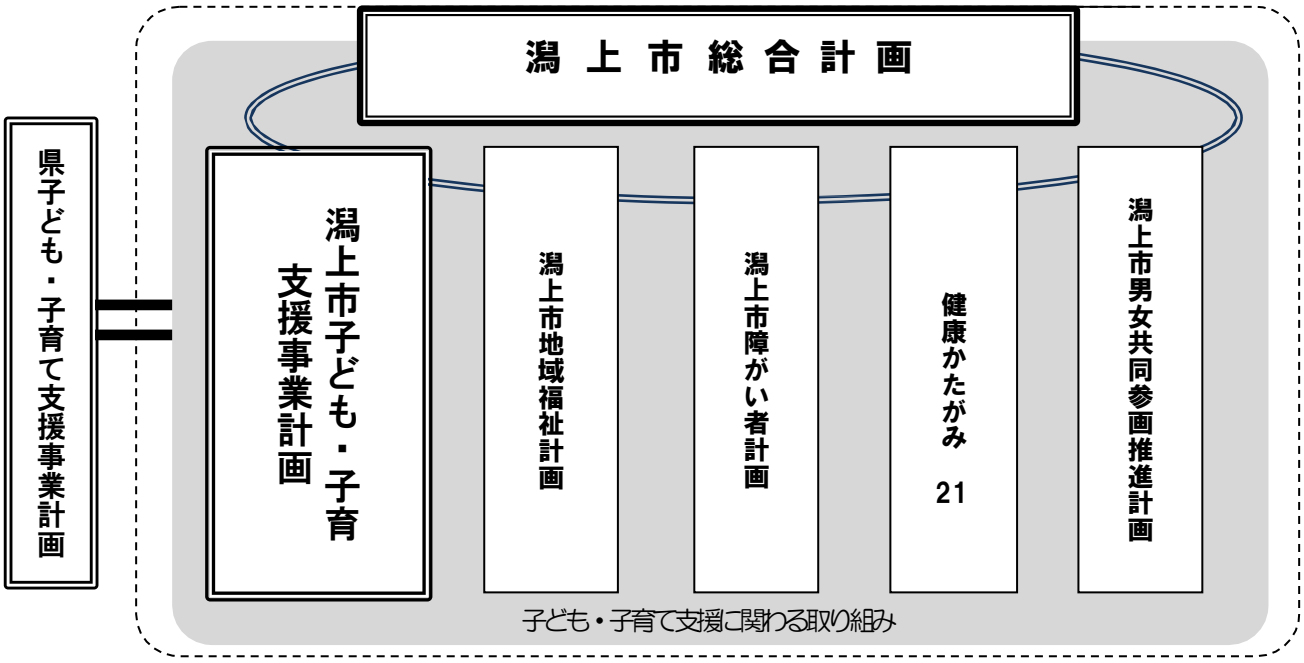

３．計画の期間

本計画は５年を１期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。

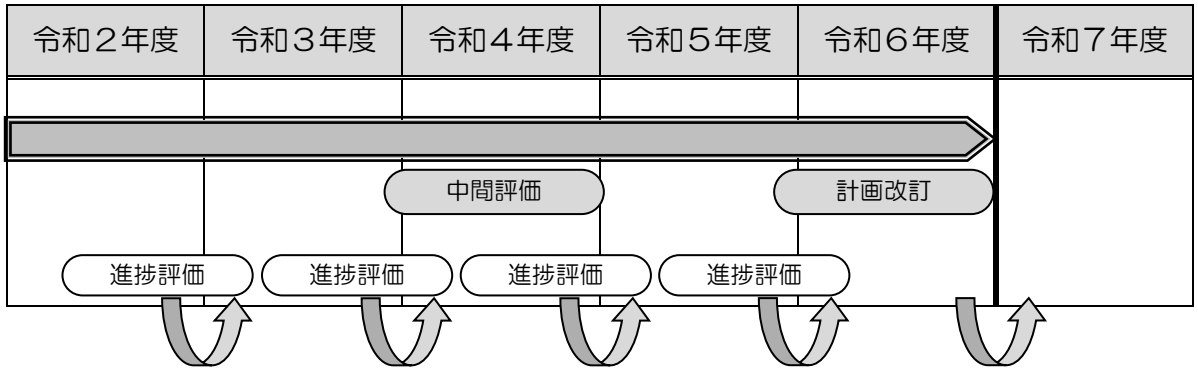

４．策定体制

本計画の策定にあたっては、「潟上市子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、潟上市子ども・子育てに関する調査により、子育て家庭の意見収集を実施し、計画策定のための参考とします。

■計画の策定体制

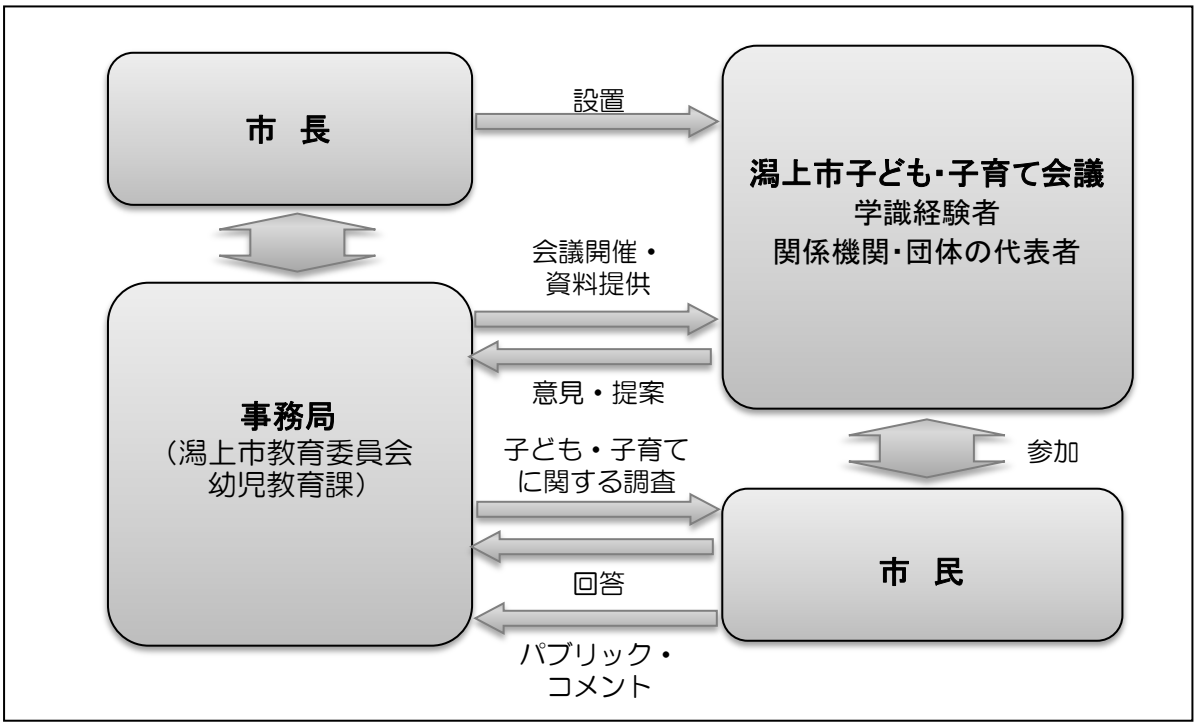

【空白のページ】

第２章　子ども・子育て支援を取り巻く状況

【空白のページ】

１．潟上市の概況

（１）潟上市の人口

平成 26 年から平成 30 年までの人口をみると、毎年、僅かに減少を続け、５年間で 1,208 人の減少となっています。

市の人口を「0 歳～14 歳（年少人口）」「15 歳～64 歳（生産年齢人口）」「65 歳以上（老齢人口）」の３区分でみると、平成 26 年から平成 30 年までの年少人口と生産年齢人口は減少を続けています。一方、老齢人口は増えています。

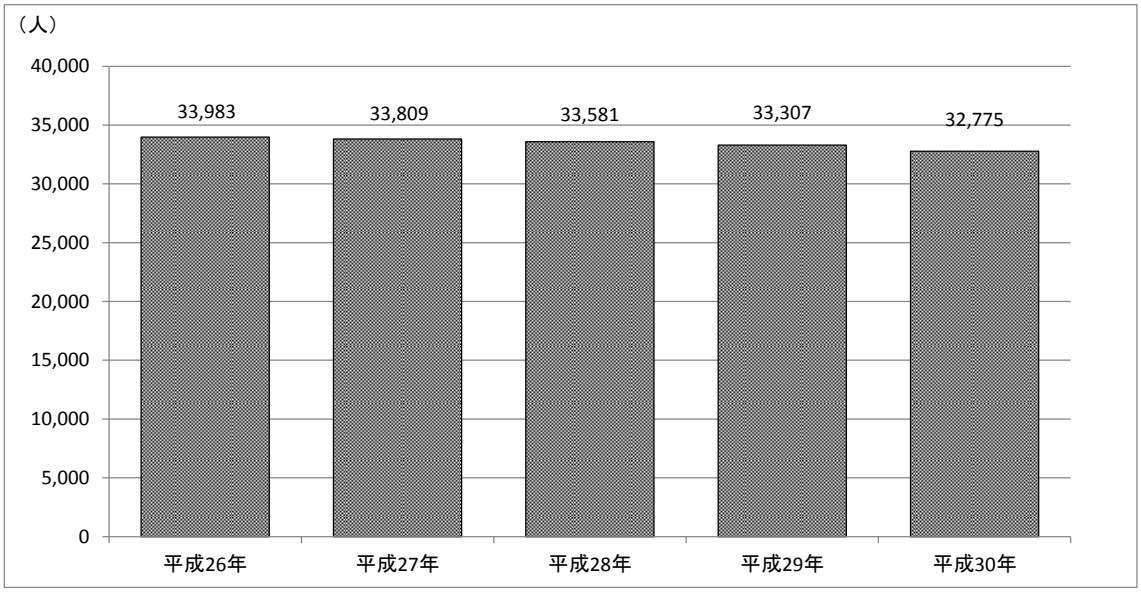

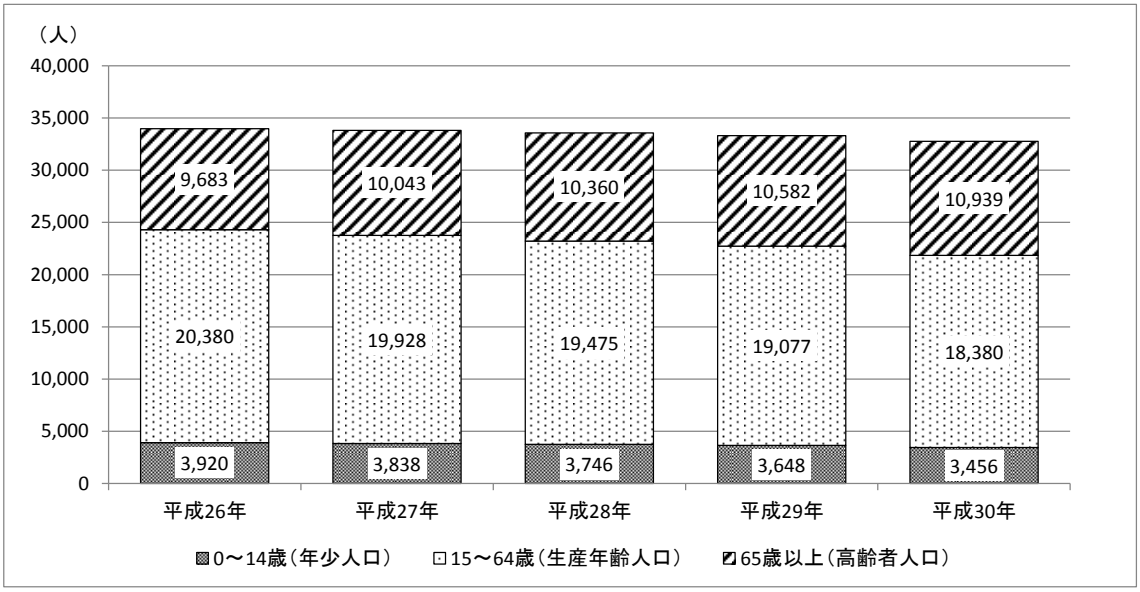

資料：住民基本台帳より（各年４月１日現在）

（2）18 歳未満の人口

平成 26 年から 30 年までの 18 歳未満の人口をみると、「0 歳～5 歳（乳幼児）」「6 歳～11 歳（小学生）」「12 歳～14 歳（中学生）」「15 歳～17 歳（高校生など）」のいずれの年齢層でも人口が減少しています。

乳幼児では、平成 26 年から 30 年までの間に人口が減少し続けていることに加えて、市の総人口に占める比率も年々減少しています。

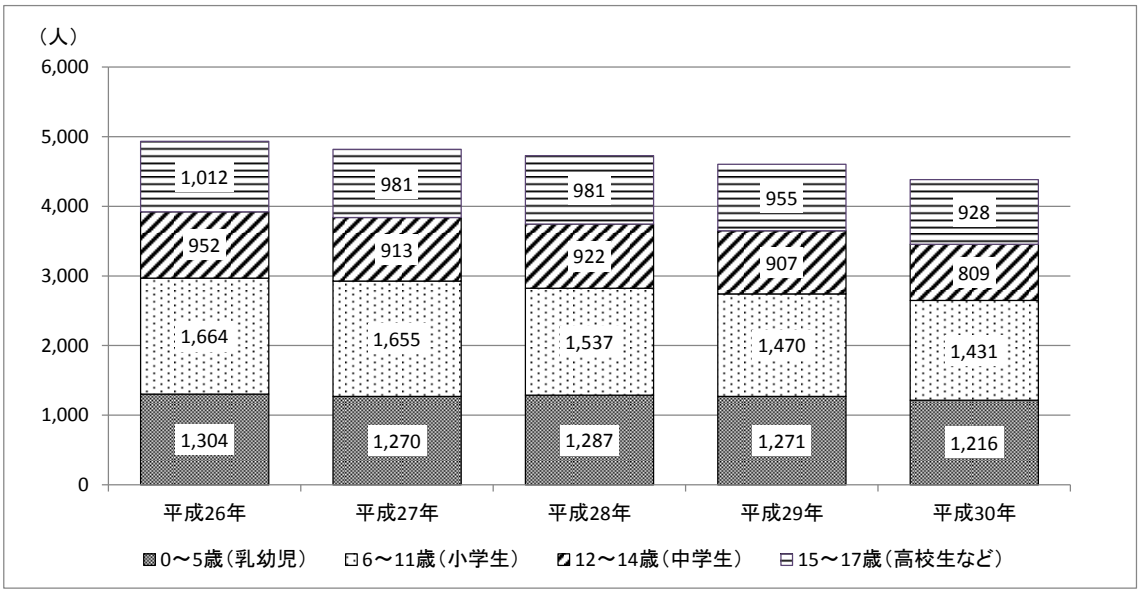

■乳幼児人口の推移　（人）

	総人口	0～5 歳		内訳					
		人口	比率	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成 26 年	33,983	1,304	3.84%	195	210	223	219	190	267
平成 27 年	33,809	1,270	3.76%	206	200	218	229	225	192
平成 28 年	33,581	1,287	3.83%	187	210	204	226	234	226
平成 29 年	33,307	1,271	3.82%	203	194	207	201	230	236
平成 30 年	32,775	1,216	3.71%	156	196	217	215	220	212

資料：住民基本台帳より（各年4月1日現在）

（3）世帯数の推移

平成 17 年、22 年、27 年の国勢調査をもとに一般世帯数、1 世帯当たりの人員、6 歳未満の子どもがいる一般世帯数をみると、一般世帯数は平成 17 年から平成 22 年にかけて減少していますが、平成 27 年には増加に転じています。

世帯人員は平成 17 年から減少が続いています。

また、6 歳未満の子どもがいる一般世帯数は平成 17 年から減少が続いており、一般世帯数における比率も減少しています。

	一般世帯数	世帯人員(人)	6 歳未満の子どもがいる一般世帯数
平成 17 年	11,929	2.94	1,350
平成 22 年	11,911	2.81	1,108
平成 27 年	11,987	2.67	994

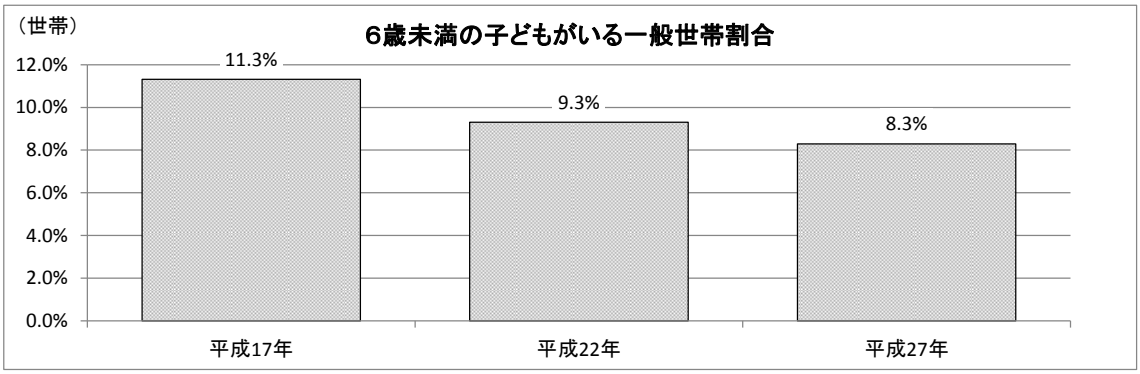

資料：国勢調査

（4）出生数

平成 26 年度から 30 年度までの出生数をみると、平成 28 年度以降は減少傾向で推移しています。

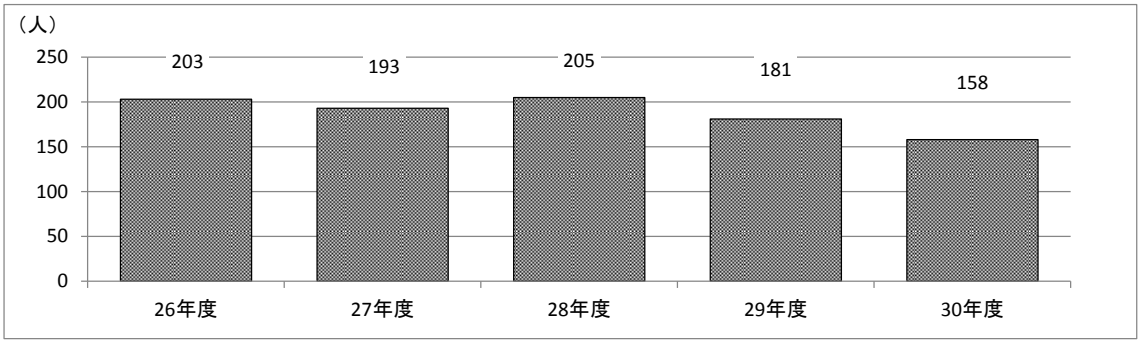

資料：住民基本台帳より（各年4月1日現在）

（5）未婚率

平成 22 年と 27 年の国勢調査をもとに男性と女性の未婚率をみると、平成 22 年に比べて平成 27 年の未婚率が男女ともに上昇しています。

男性では、特に 30 歳～34 歳の未婚率が平成 22 年に比べて 5.1 ポイント高くなり、45 歳～49 歳の未婚率も 5.6 ポイント上昇しています。

女性では、特に 30 歳～34 歳の未婚率が平成 22 年に比べて 5.2 ポイント高く、次いで 40 歳～44 歳の未婚率も上昇しています。

男性	平成22年			平成27年			未婚率の差
	総数（人）	未婚者（人）	未婚率	総数（人）	未婚者（人）	未婚率	(H27-H22)
15～19歳	887	887	100.0%	772	770	99.7%	-0.3%
20～24歳	599	562	93.8%	593	556	93.8%	0.0%
25～29歳	773	553	71.5%	600	406	67.7%	-3.8%
30～34歳	1,020	451	44.2%	789	389	49.3%	5.1%
35～39歳	1,081	356	32.9%	1,041	386	37.1%	4.2%
40～44歳	978	247	25.3%	1049	306	29.2%	3.9%
45～49歳	1,075	208	19.3%	963	240	24.9%	5.6%
50歳以上	7,606	514	6.8%	7,758	686	8.8%	2.0%

女性	平成22年			平成27年			未婚率の差
	総数（人）	未婚者（人）	未婚率	総数（人）	未婚者（人）	未婚率	(H27-H22)
15～19歳	831	829	99.8%	705	704	99.9%	0.1%
20～24歳	664	595	89.6%	621	546	87.9%	-1.7%
25～29歳	765	447	58.4%	642	375	58.4%	0.0%
30～34歳	1,016	319	31.4%	755	276	36.6%	5.2%
35～39歳	1,138	231	20.3%	1,009	228	22.6%	2.3%
40～44歳	1,111	137	12.3%	1,120	190	17.0%	4.7%
45～49歳	1,100	95	8.6%	1,124	129	11.5%	2.9%
50歳以上	9,550	237	2.5%	9,766	323	3.3%	0.8%

資料：国勢調査

2. 就業状況

（1）就業率

平成 22 年と 27 年の国勢調査をもとに 15 歳以上人口における就業率をみると、平成 22 年で 50.5%、27 年で 52.9%になります。男女別では、各年とも男性の就業率が女性よりも高くなっています。

	平成 22 年			平成 27 年		
	計	男	女	計	男	女
15 歳以上人口（人）	30,646	14,385	16,261	29,307	13,565	15,742
就業人口（人）	15,482	8,704	6,778	15,490	8,524	6,966
就業率	50.5%	60.5%	41.7%	52.9%	62.8%	44.3%

資料：国勢調査

（2）就業形態

平成 17 年、22 年の国勢調査をもとに就業形態を男女別でみると、全般的に男性が「主に仕事」、女性が「主に仕事」と「家事のほか仕事」の形態となっています。

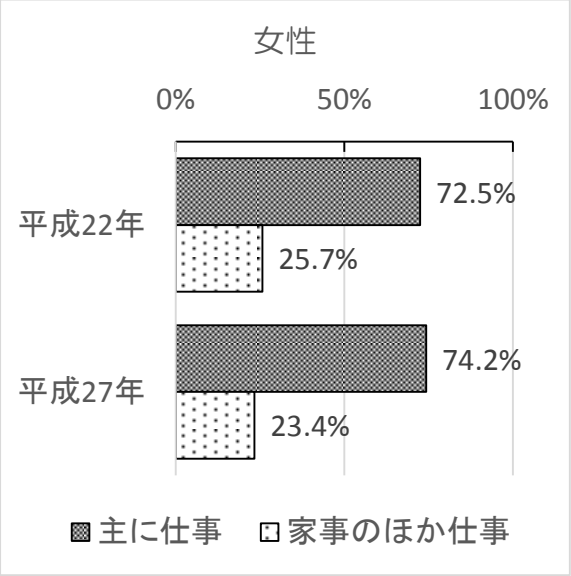

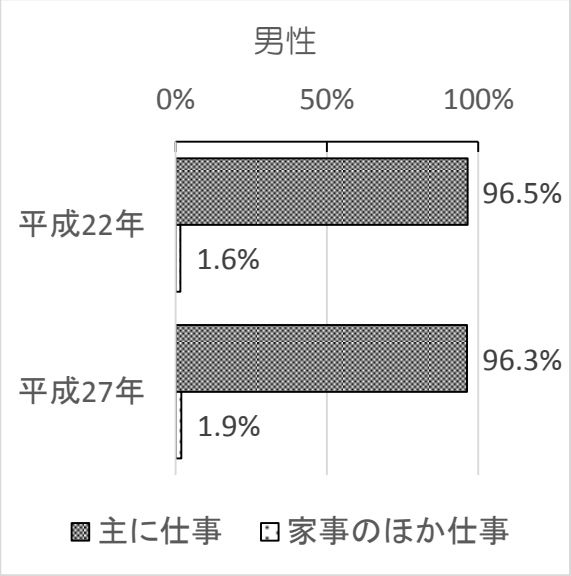

資料：国勢調査

（3）女性の労働力率

平成 27 年の国勢調査をもとに女性の労働力率（１５歳以上人口に占める就業者と完全失業者の割合）をみると、30 歳～39 歳にかけて労働力率が減少し、その後 44 歳にかけて増加した後に再び減少に転じるという緩やかなＭ字カーブを描いています。

労働力率は、54 歳までは全国の値に比べて全般的に高い水準にあり、秋田県と同じような傾向を示していますが、55 歳以降は県、60 歳以降は国、県の水準をやや下回る水準となっています。

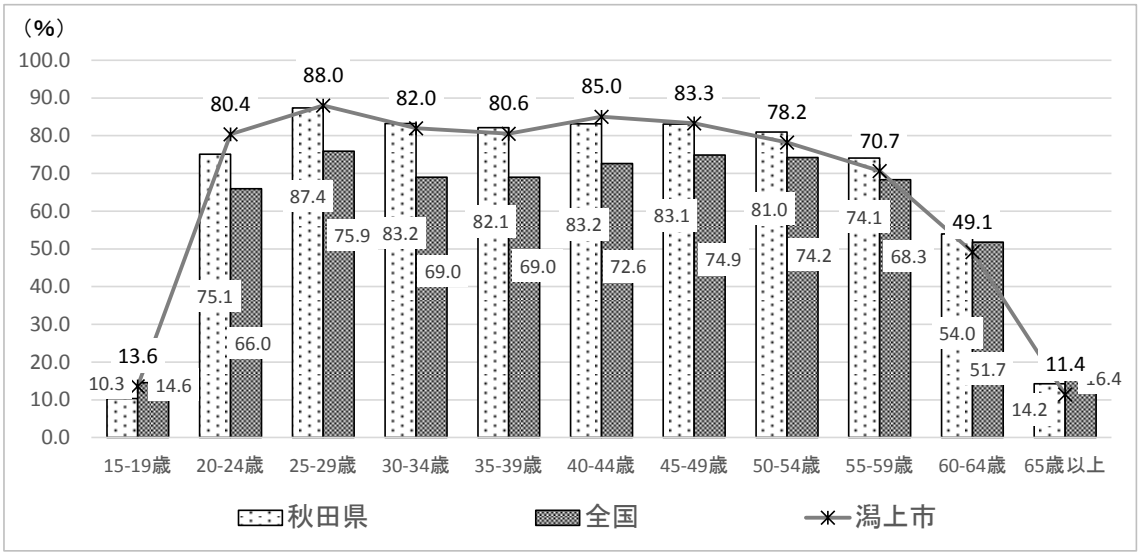

資料：国勢調査

３．保育サービス等の利用

（１）保育所の利用

平成 26 年から 30 年までの保育園児数をみると、平成 26 年から平成 28 年は増加し、平成 29 年はやや減少に転じ、平成 30 年は横ばいで推移しています。乳幼児人口に占める保育園児の比率は平成 30 年に 52.0%と半数以上になっています。

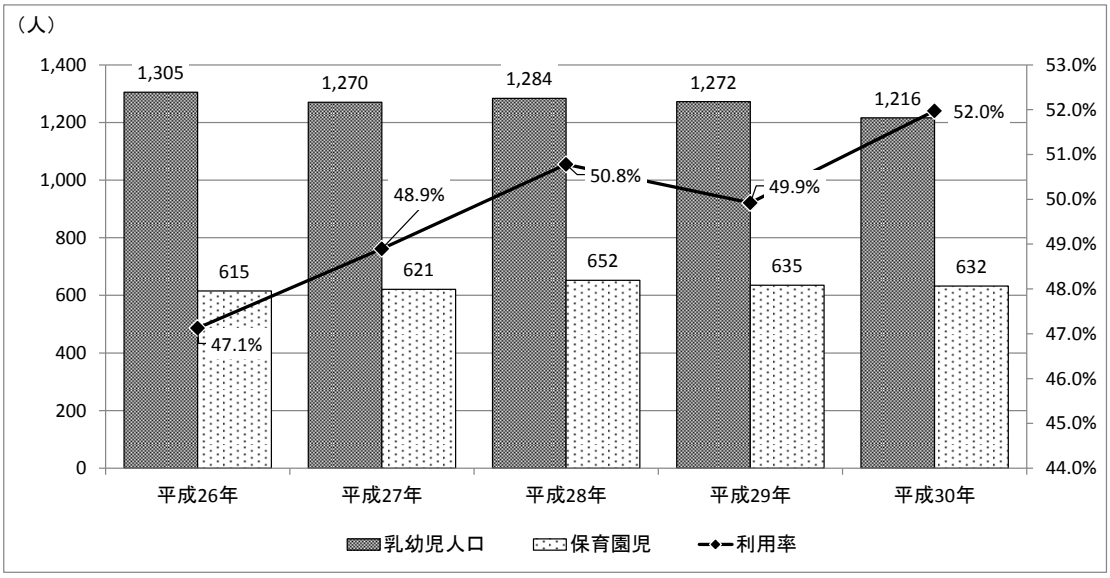

資料：各年４月１日現在園児数幼児教育課調べ

（２）幼稚園の利用

平成 26 年から 30 年までの幼稚園児数をみると、平成 29 年までは横ばいで推移していましたが、平成 30 年には前年から 53 人減少しています。乳幼児人口に占める園児の比率は平成 30 年には 14.3%となっています。

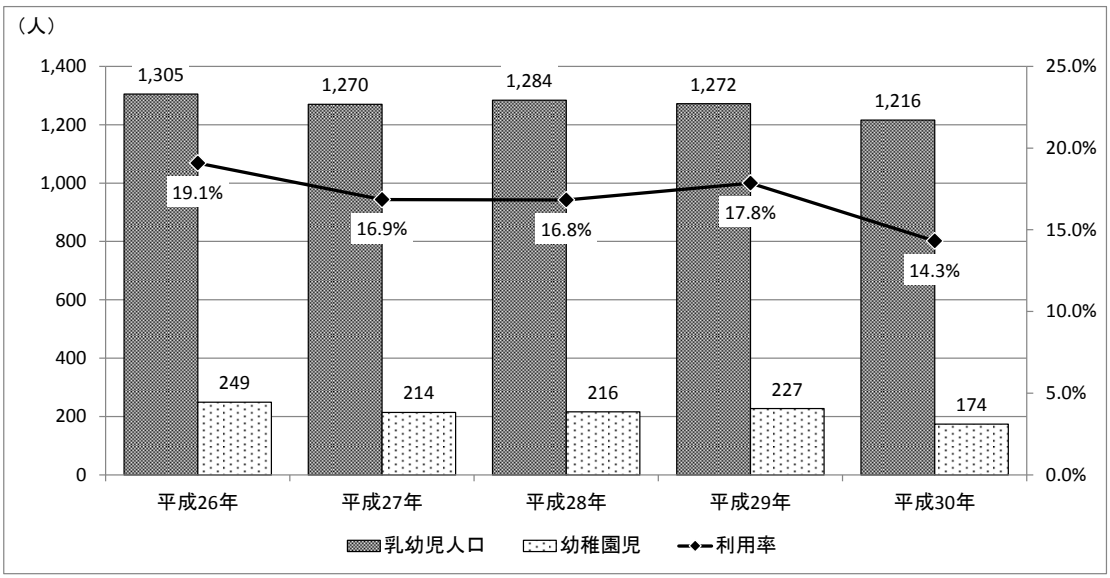

資料：各年４月１日現在園児数幼児教育課調べ

（3）一時保育等の利用

平成 26 年度から 30 年度までの一時保育等の利用をみると、延長保育利用数が増加傾向にあり、平成 30 年度の利用者数は 886 人となっています。一時保育利用者数も平成 28 年度以降は増加傾向にあります。

年度	一時保育利用数（年間累計）		延長保育利用数（年間累計）			預かり保育利用数（年間累計）		
	利用数（件）	利用者数（人）	利用数（件）		利用者数（人）	利用数（件）		利用者数（人）
			日利用数	月利用		日利用数	月利用	
26	845	196	2,223	107	720	3,644	146	985
27	785	207	1,955	81	745	3,022	110	777
28	478	151	2,259	72	829	3,290	192	818
29	436	161	2,472	112	829	4,101	226	915
30	559	195	2,956	65	886	3,723	159	789

資料：各年３月31 日現在　幼児教育課調べ

（4）小学生

平成 26 年から 30 年までの小学生数をみると、この 5 年間で児童数は減少しています。

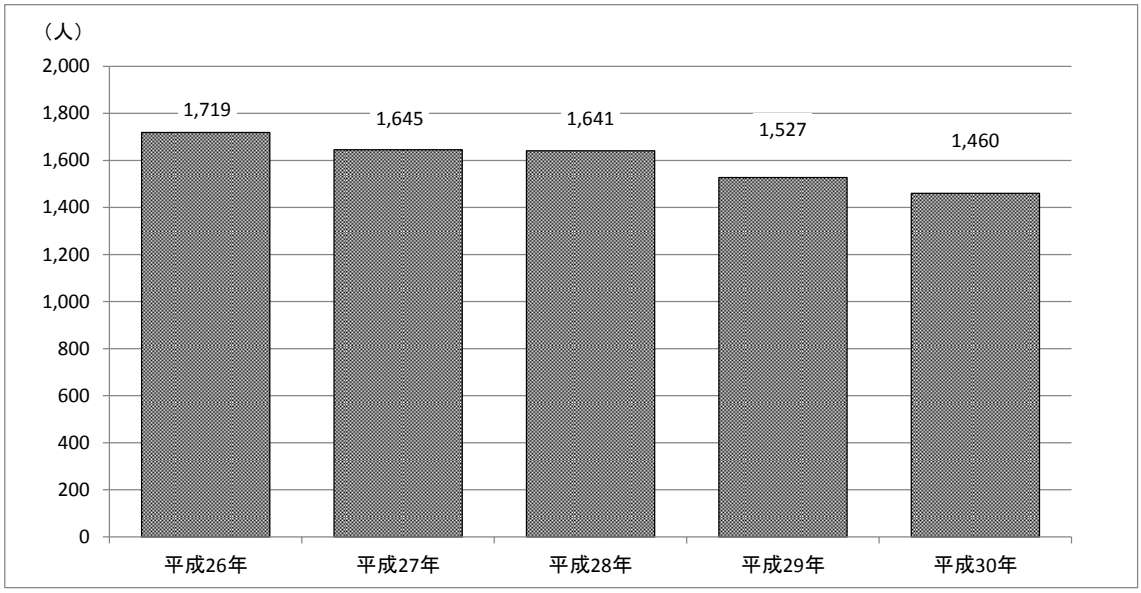

資料：各年３月31 日現在　学校教育課調べ

（5）放課後児童クラブの利用

平成 26 年度から 30 年度までの放課後児童クラブの利用をみると、各年度ともに小学校１年生～3 年生の低学年児童の利用が多くなっていますが、平成 30 年度には４年生と５年生の利用も増加しています。

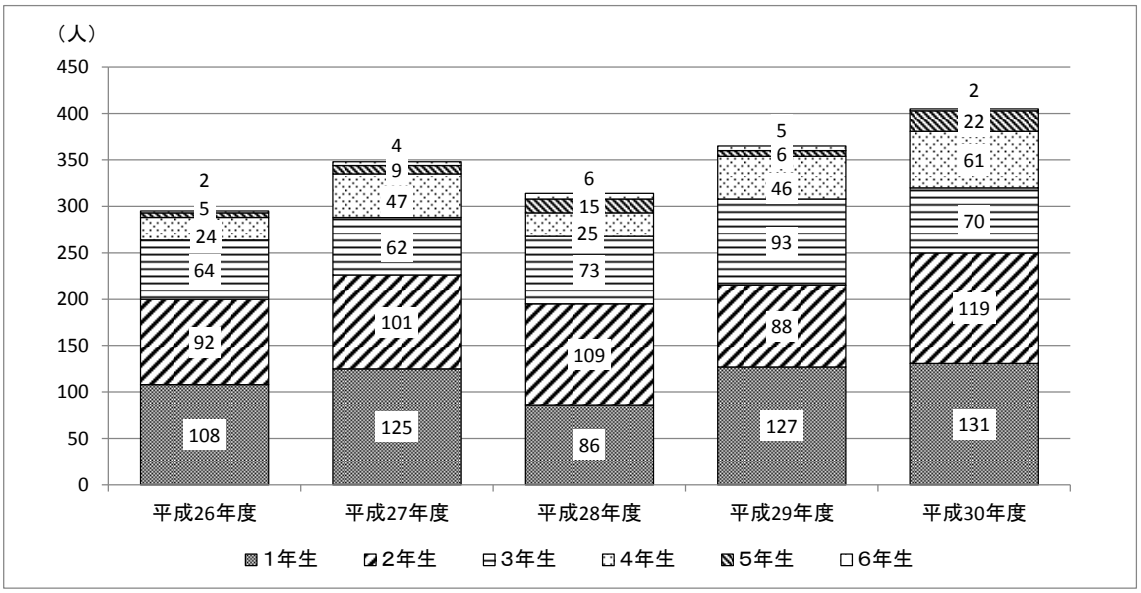

資料：各年３月31 日現在　学校教育課調べ

（6）児童館の利用

市内にある児童館 3 館の利用状況を過去５か年でみると、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて昭和中央と若竹の利用人数が減少していますが、平成 30 年度には昭和中央は増加しています。

施設名	平成26年度				平成27年度				平成28年度			
	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数
追分	350	3,147	4,643	7,790	328	2,953	4,359	7,312	307	3,066	4,020	7,086
昭和中央	116	3,941	1,490	5,431	122	4,960	1,484	6,444	109	4,242	1,310	5,552
若竹	48	4,247	360	4,607	64	4,657	483	5,140	42	3,107	291	3,398
計	514	11,335	6,493	17,828	514	12,570	6,326	18,896	458	10,415	5,621	16,036

施設名	平成29年度				平成30年度			
	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数	団体数	児童来館者	大人利用者	総来館者数
追分	390	3,385	5,134	8,519	428	4,352	4,982	9,334
昭和中央	101	2,589	1,218	3,807	102	2,805	1,334	4,139
若竹	14	2,750	179	2,929	0	2,618	58	2,676
計	505	8,724	6,531	15,255	530	9,775	6,374	16,149

資料：平成 30 年度利用実績　文化スポーツ課調べ

（7）障がい児通所施設の利用

障がい児通所施設の利用状況は以下の通りです。

■障がい児通所施設の利用人数　　（人）

施設名	未就学児	就学児
秋田県医療療育センター	１１	-
発達支援 BOX らじあぼ	１	
オリブ園	３	
アイル	１	１
きっずサポート	１	
チャイルドステーションゆうゆう	１	３
らーそ	６	２
まじっくハウス	-	２
七彩	-	６
サポートスペースそう	-	１
竹生寮	-	１
インクル	-	４
ばんぶう	-	２
計	２４	２２

資料：平成 30 年度利用実績　社会福祉課調べ

第３章　子ども・子育て支援の状況

【空白のページ】

１．子ども・子育てに関する調査のポイント

（１）調査の概要

本計画を策定するにあたり、「量の見込み」の算出や子育て支援に関する実態や意見・要望等を把握するために、「潟上市子ども・子育てに関する調査」を実施しました。

①調査方法

調査対象	潟上市在住の就学前児童及び小学生児童を持つ保護者
対象者抽出方法	住民基本台帳からの系統抽出
調査方法	保育所（園）、小学校を通じた配布・回収及び郵送による配布・回収
調査期間	平成30年12月～平成31年１月

②回収状況

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,102 票	809 票	73.4%
小学生児童	1,162 票	1,064 票	91.6%

③調査結果の表記に関する注意事項

○ 調査結果の%表記については、小数第２位を四捨五入した値であるため、単数回答でも合計が必ずしも 100%になるとは限りません。

○ 複数回答の質問は、回答数を 100%として各選択肢の%を算出しているため、合計は100%を超えています。

○ 図表中のｎは回答数を示しています。

○ 図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

２．就学前児童調査結果のポイント

①保護者の就労状況

保護者の就労状況をみると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（43.1％）が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（29.2％）となっています。

父親では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 79.5％と約８割になっています。

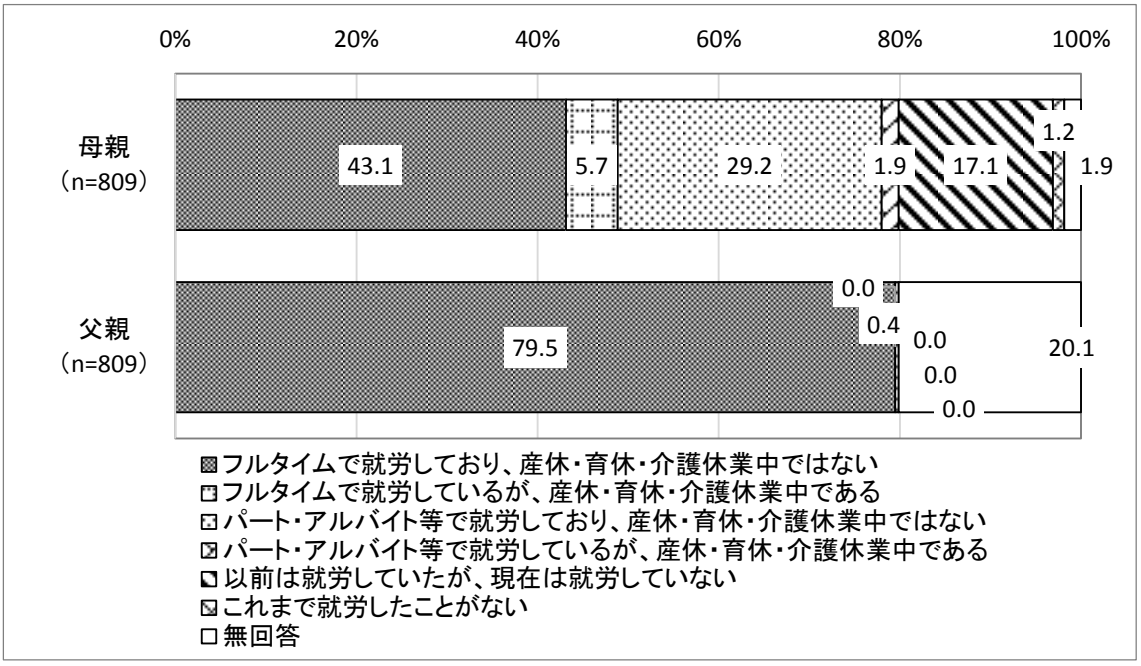

②平日の定期的な教育・保育事業の利用

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」方が 87.8％と９割近くになっています。

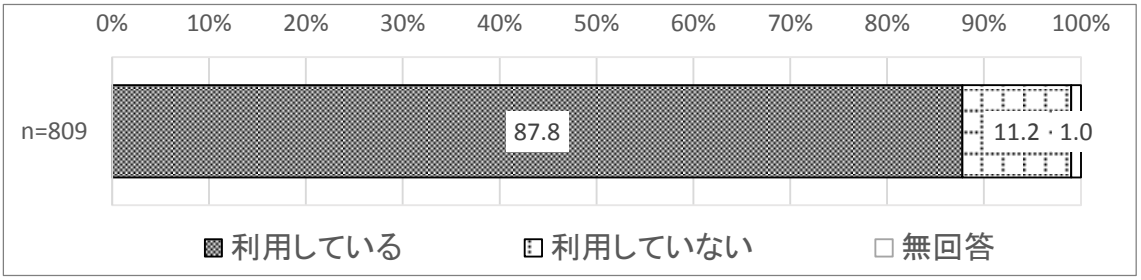

■利用している平日の定期的な教育・保育事業

平日に定期的な教育・保育事業を利用している方の具体的な利用事業をみると、「認定こども園」（41.7%）が４割以上で最も多くなっています。「認可保育所」（37.2%）が４割近く、「幼稚園」（15.8%）が１割以上になっていますが、他の事業については、利用している方はそれぞれ１割以下となっています。

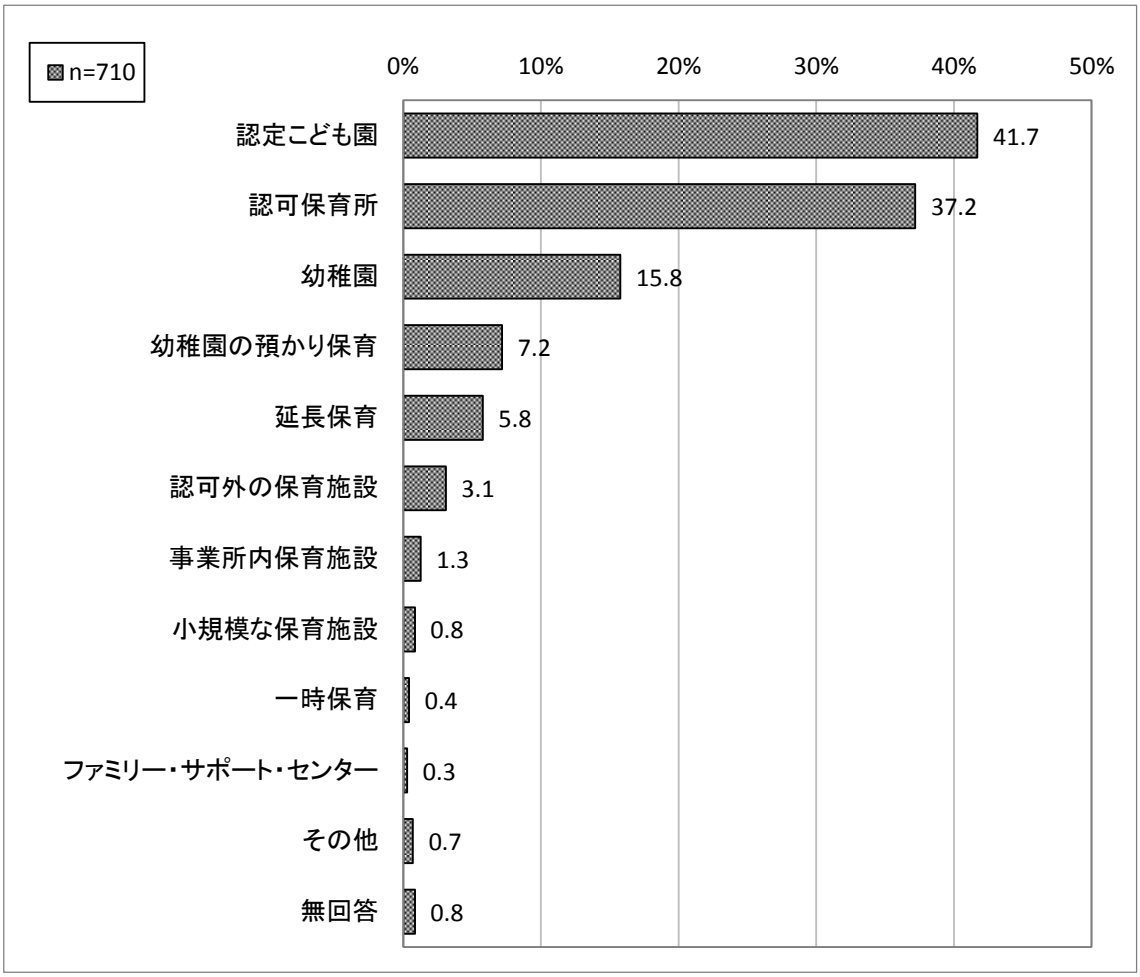

■平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

平日に利用したい定期的な教育・保育事業をみると、「認定こども園」（52.2％）が半数以上を占めて最も多くなっています。次いで「認可保育所」（44.6％）、「幼稚園」（27.6％）が続いています。

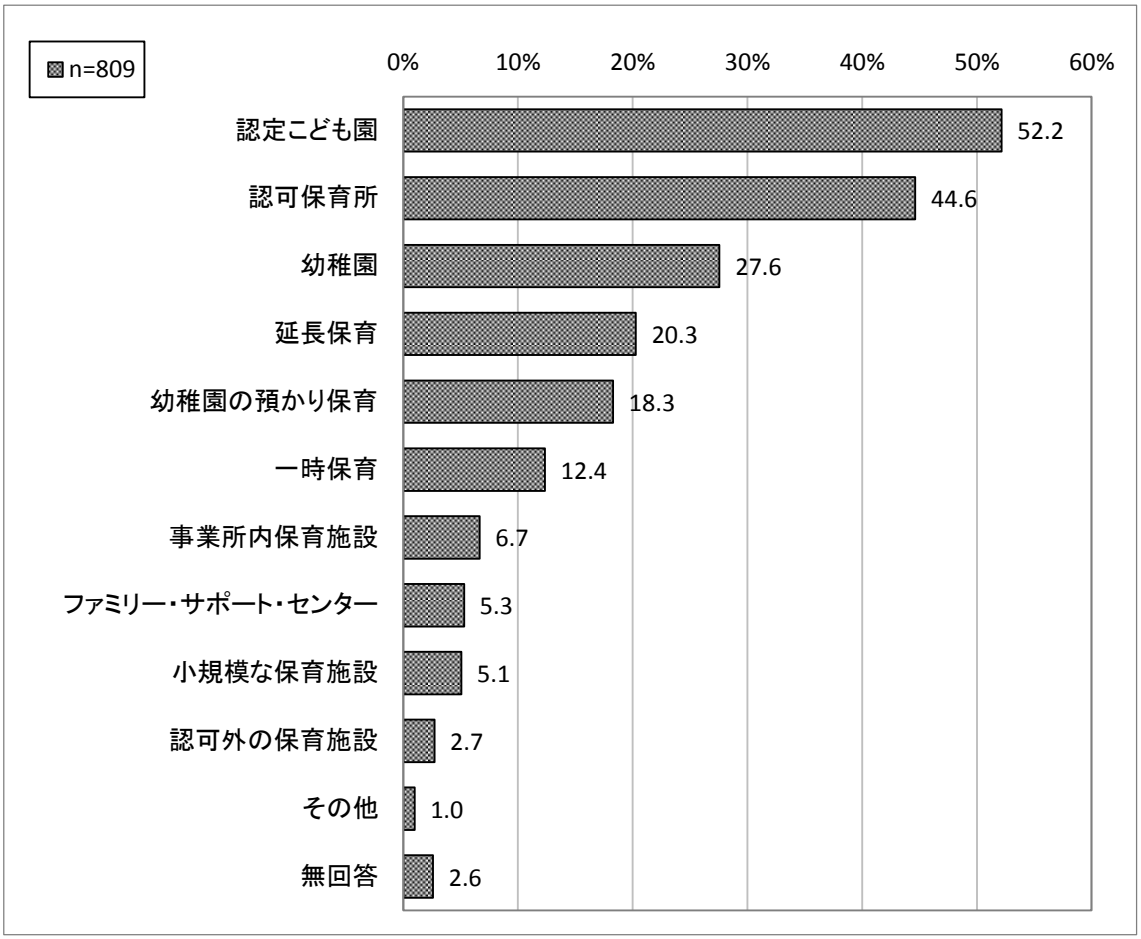

③子育て支援センターの今後の利用意向

子育て支援センターの今後の利用意向をみると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（72.7％）との回答が７割を超えて最も多くなっています。「利用していないが、今後利用したい」との回答は 14.5％となっています。

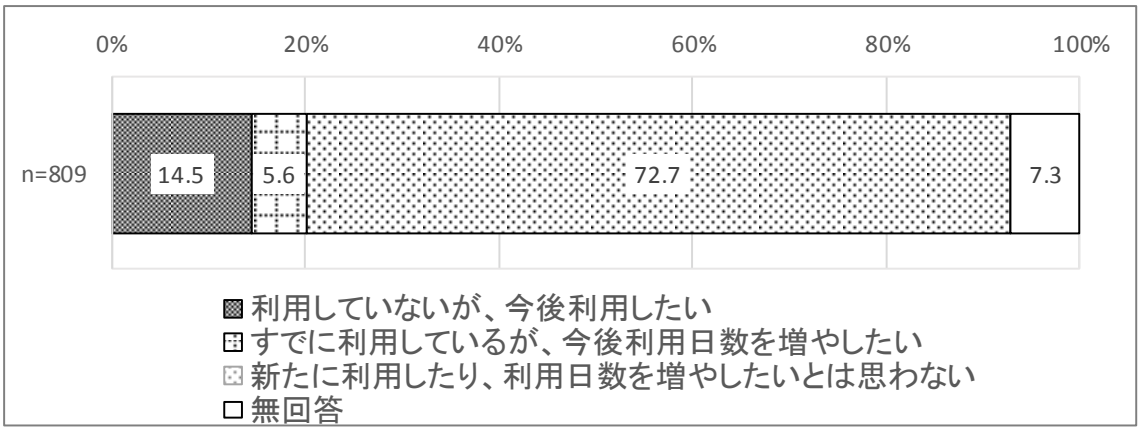

④土曜・休日等の定期的な教育・保育事業の利用希望

お子さんの土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」とする方が 43.1%と４割以上を占めていますが、「月に１～２回は利用したい」とした方も 37.1%と３人に１人の割合になっています。

日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」とする方が 65.4%と６割以上を占めており、「月に１～２回は利用したい」とした方は 22.6%となっています。

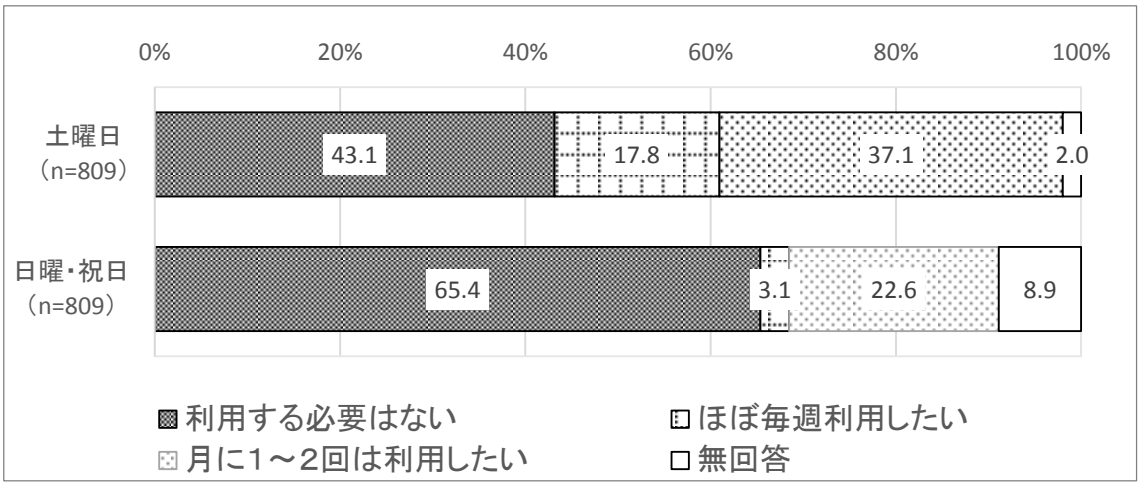

⑤病児・病後児のための保育施設等の利用意向

お子さんの病気やケガで普段の教育・保育事業が利用できなかった場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が 67.1%と６割以上となっています。

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は 31.1%となっています。

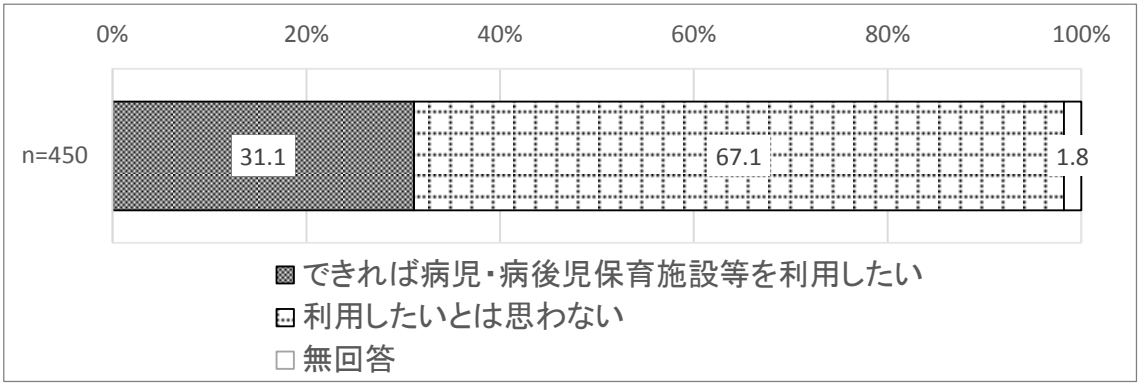

⑥不定期の教育・保育事業の利用意向

不定期の教育・保育事業の利用意向みると、「利用する必要はない」との回答が 55.9％と半数を超えており、「利用したい」との回答は36.7％となっています。

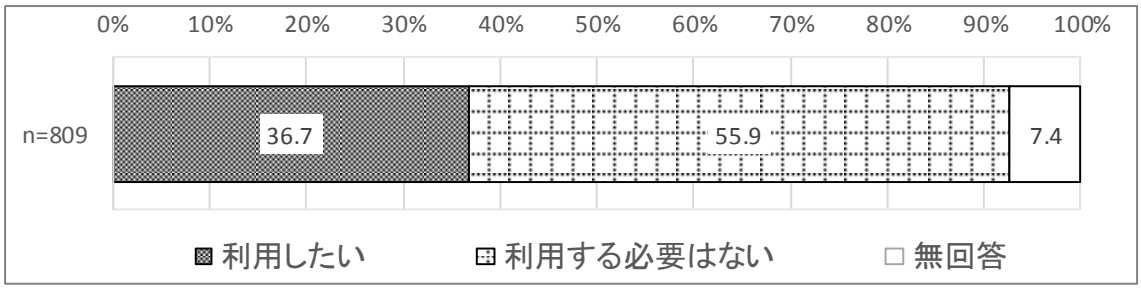

⑦小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

５歳以上のお子さんの放課後の過ごし方の希望をみると、 低学年の間では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が 59.7％と約６割を占めています。次いで「自宅」が 40.9％となっています。

高学年では、「自宅」（57.6％）が最も多く、次いで「習い事やスポ少など」（46.8％）となっています。

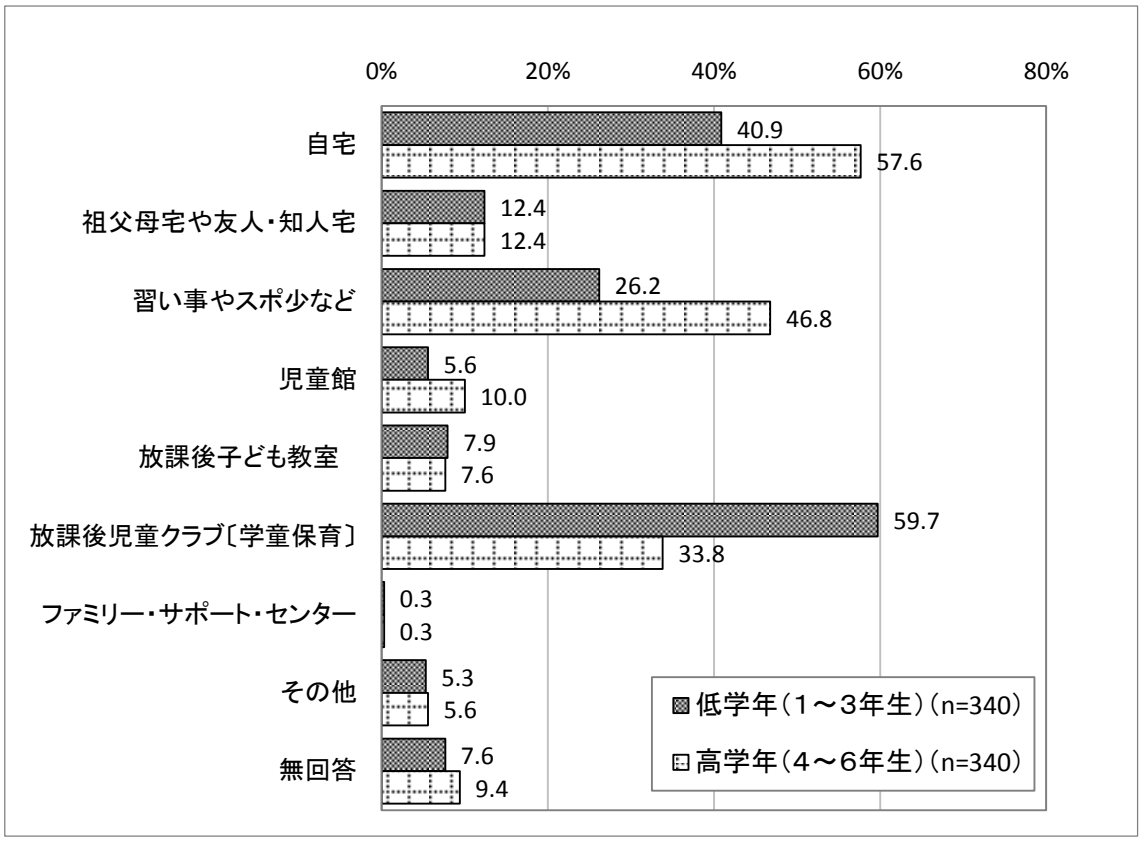

⑧現行の「潟上市子ども・子育て支援事業計画」の取り組みの満足度

取り組みの満足度については、「満足」に５ポイント、「不満」に１ポイントを付与して、各項目ごとに算出した平均値でみると、最も満足度が高いのは 3.45 ポイントの「子どもたちの健全育成」となっています。次いで「母親と子どもの健康の確保」（3.39）、「交流事業の充実」（3.33）と続いています。

最も満足度が低いのは、「仕事と生活の調和の推進」が 3.02 ポイント、次いで「ひとり親家庭に対する支援の充実」（3.12）となっています。

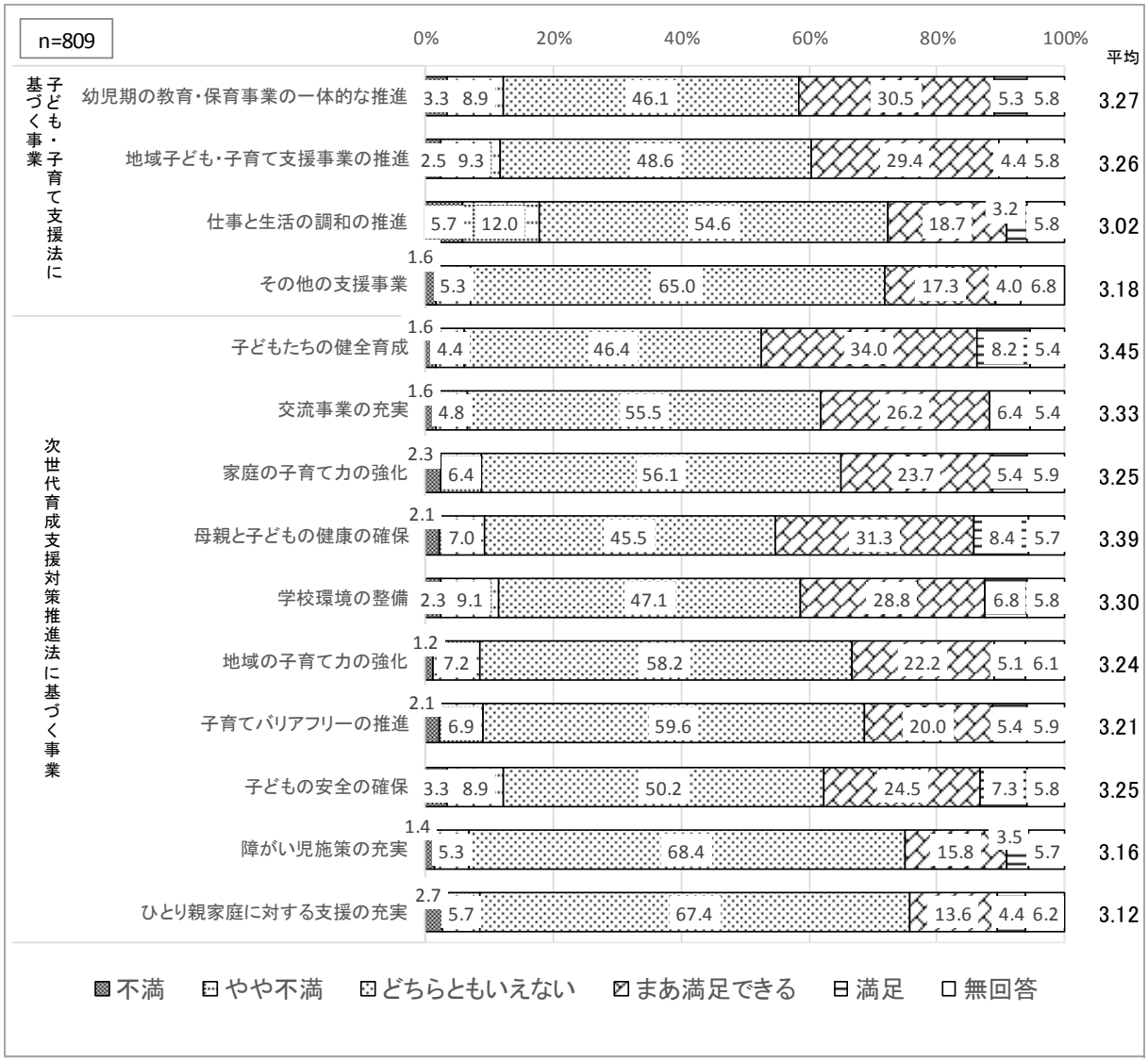

⑨「潟上市子ども・子育て支援事業計画」の取り組みの重要度

取り組みの重要度については、「重要」に５ポイント、「重要でない」に１ポイントを付与して、各項目ごとに算出した平均値でみると、最も重要度が高いのは 4.48 ポイントの「子どもの安全の確保」となっています。次いで「学校環境の整備」（4.31）、「母親と子どもの健康の確保」（4.29）と続いています。

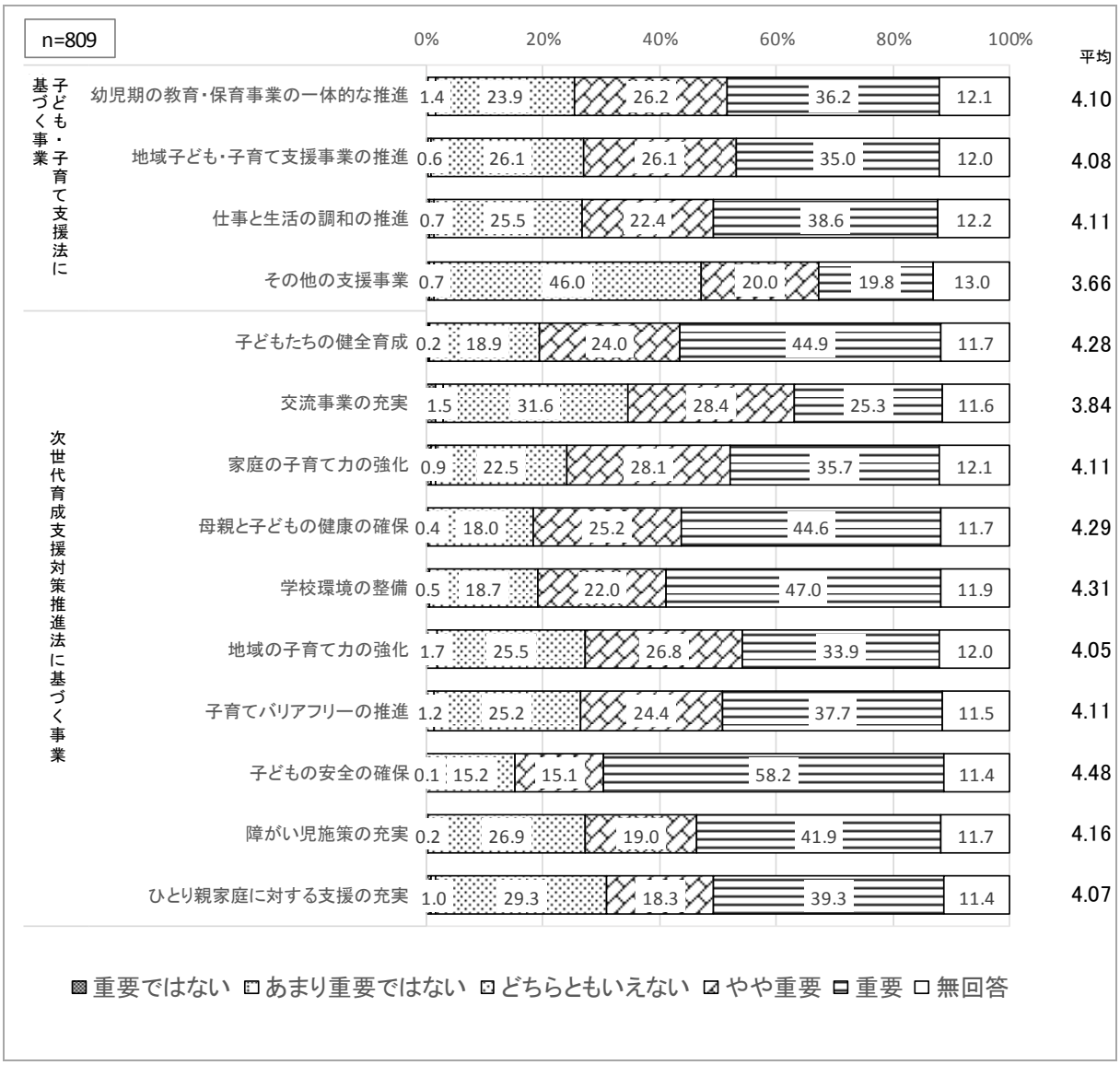

３．小学生児童調査結果のポイント

①保護者の就労状況

保護者の就労状況をみると、母親では「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（43.9%）が最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（36.3%）となっています。

父親では「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 76.2%と７割以上になっています。

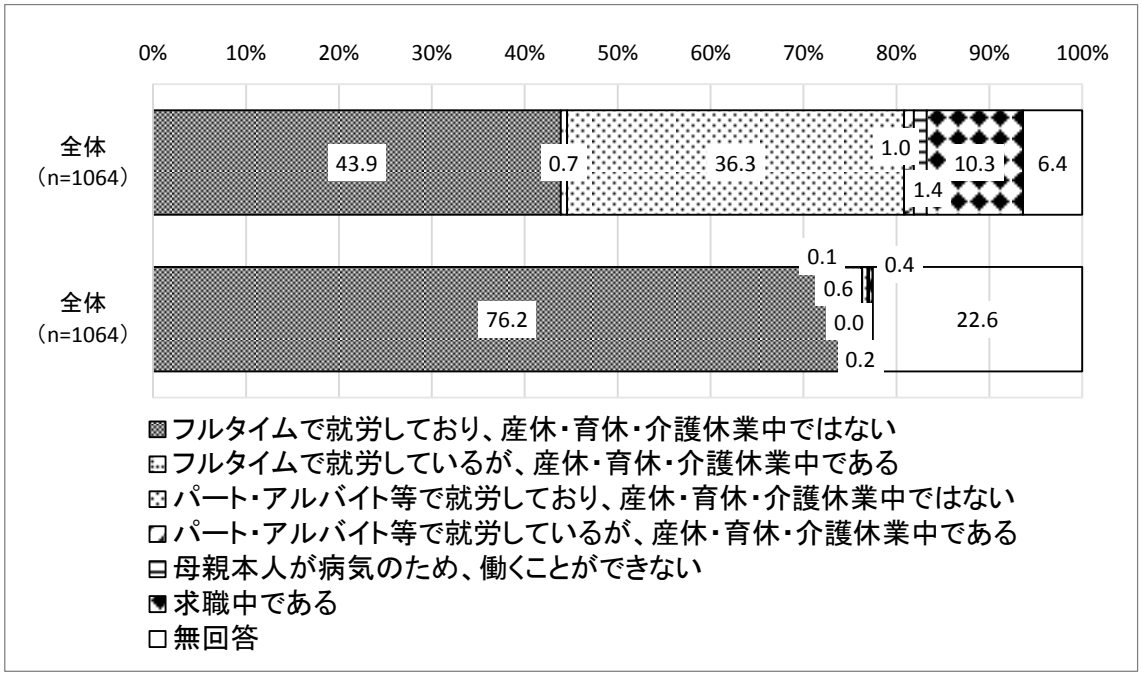

②病児・病後児のための保育施設等の利用意向

お子さんの病気やケガで学校を休んだ場合の対処方法で、「母親が休んだ」か「父親が休んだ」と回答した方の病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「利用したいとは思わない」とした方が 79.4%と約８割となっています。

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」とした方は 14.1%となっています。

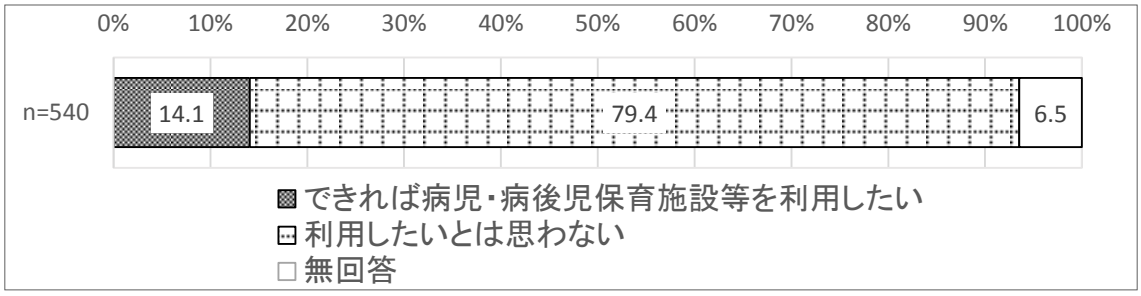

③放課後の過ごし方の希望

放課後の過ごし方の希望をみると、「自宅」が 74.2%と７割以上を占めています。次いで「習い事やスポ少など」が 41.4%となっています。

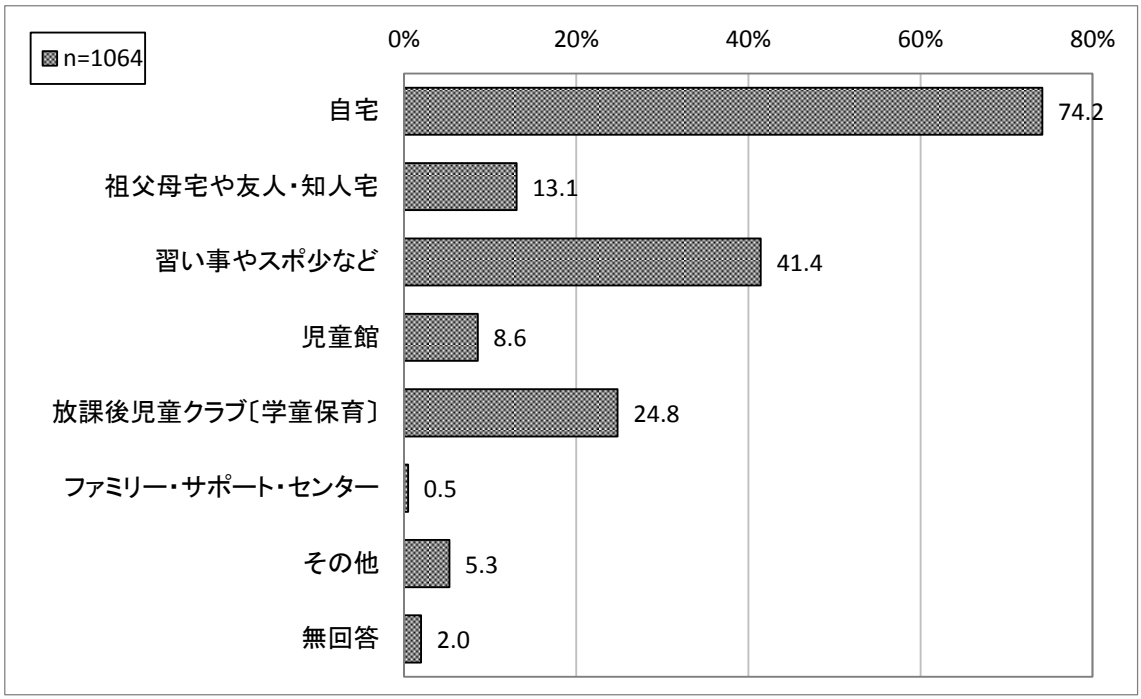

④現行の「潟上市子ども・子育て支援事業計画」の取り組みの満足度

取り組みの満足度については、「満足」に５ポイント、「不満」に１ポイントを付与して、各項目ごとに算出した平均値でみると、最も満足度が高いのは 3.45 ポイントの「子どもたちの健全育成」となっています。次いで「母親と子どもの健康の確保」（3.39）、「学校環境の整備」（3.37）と続いています。

最も満足度が低いのは、「仕事と生活の調和の推進」が 3.07 ポイント、次いで「ひとり親家庭に対する支援の充実」（3.13）となっています。

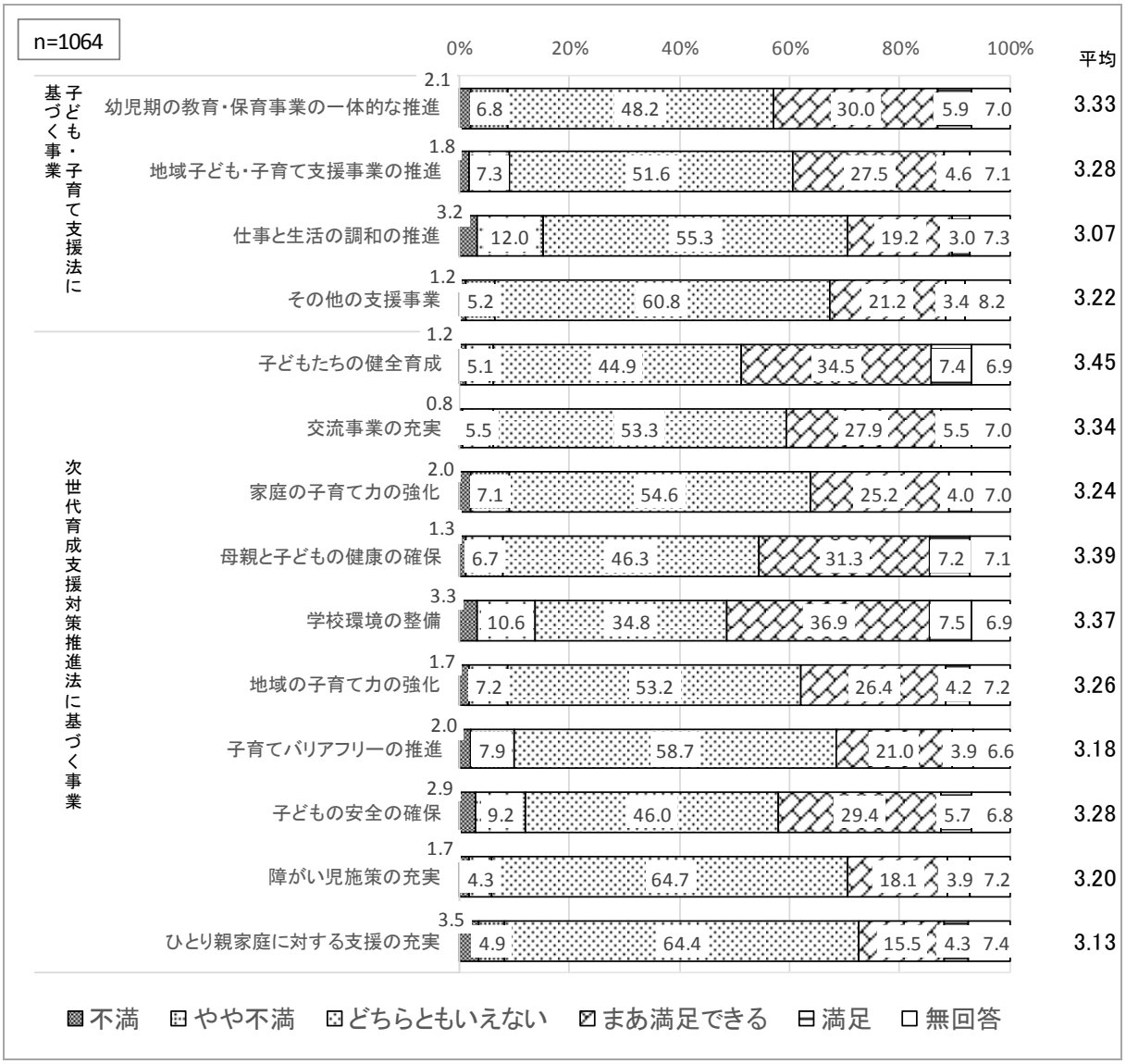

⑤「潟上市子ども・子育て支援事業計画」の取り組みの重要度

取り組みの重要度については、「重要」に５ポイント、「重要でない」に１ポイントを付与して、各項目ごとに算出した平均値でみると、最も重要度が高いのは 4.33 ポイントの「子どもの安全の確保」となっています。次いで「学校環境の整備」（4.21）、「母親と子どもの健康の確保」（4.13）と続いています。

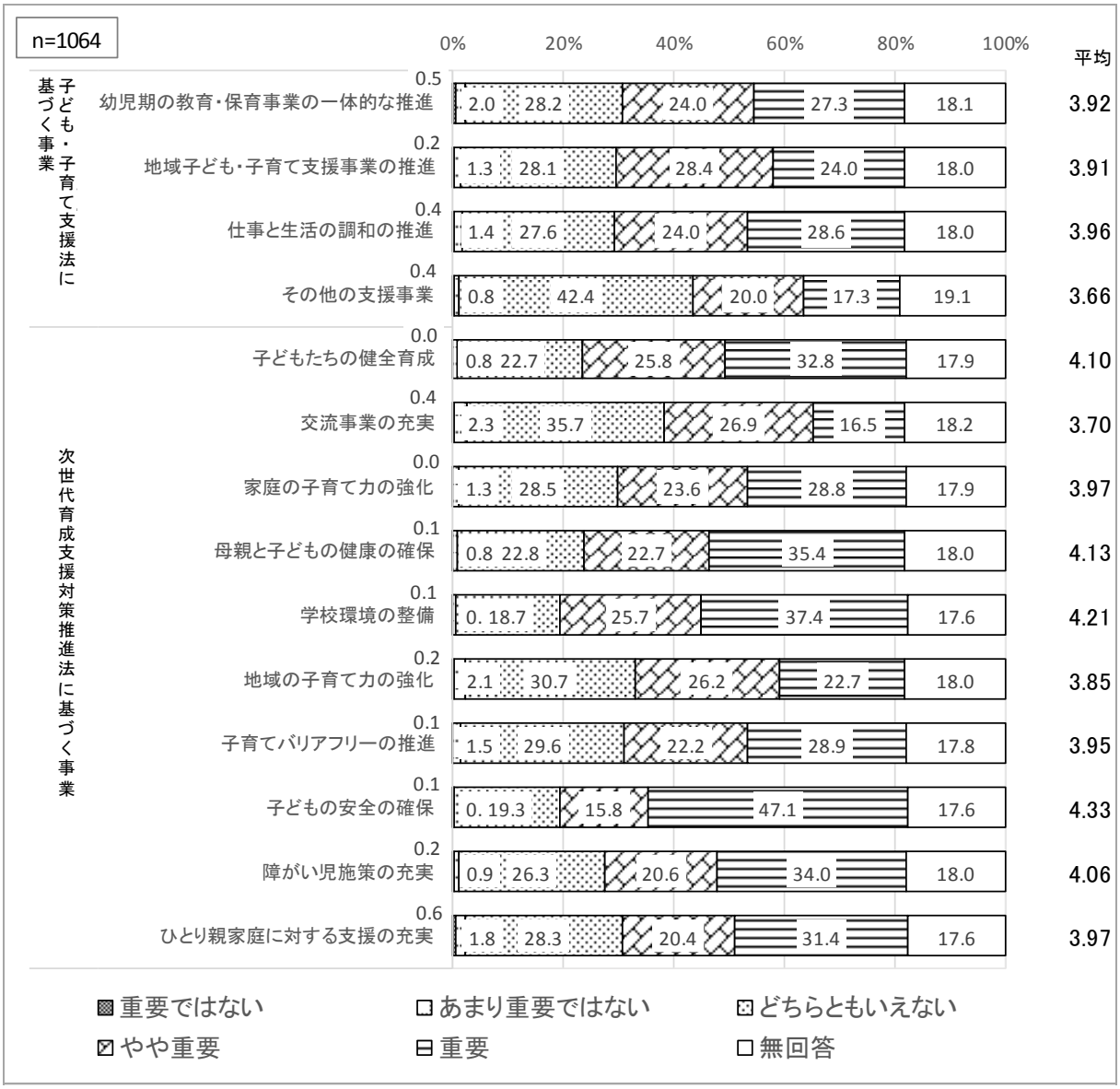

第４章　計画の基本的な考え方

【空白のページ】

１．計画の基本的な方向

（1）基本理念

「子ども・子育て支援制度」においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

本計画においても、前期の基本理念を踏襲し、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、 地域のすべての人ができることを行い、 子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく まちづくりを推進していきます

（2）基本目標

「次世代育成支援対策推進法」が改正され、法律の有効期間が令和７年３月 31 日まで 10 年間延長されました。また、本計画は「子ども・子育て支援法」によることから、前期と同様に計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画とそれ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みとに分けて、それぞれに着実な推進を図ります。

＜子ども・子育て支援事業計画＞

１：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
２：地域子ども・子育て支援事業の推進
３：仕事と生活の調和の促進
４：その他の支援事業の推進

＜次世代育成支援行動計画＞

基本目標１：子どもの心身の健やかな成長の支援
基本目標２：子育て家庭をサポートする環境の整備
基本目標３：地域の子育て力を強化する施策の充実
基本目標４：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保 基本目標５：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

2．計画の体系

【基本理念】

すべての子どもの幸せの実現に向けて、 地域のすべての人ができることを行い、 子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく まちづくりを推進していきます

【子ども・子育て支援事業計画】

1．子ども・子育て支援制度の全体像

- （1）子どものための教育・保育給付
  - ① 教育・保育給付認定区分
  - ② 認定基準
- （2）子育てのための施設等利用給付
  - ① 施設等利用給付認定区分
  - ② 無償化について

2．子ども・子育て支援事業の推進

- （1）幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
  - ① 施設型給付
  - ② 地域型保育給付
- （2）地域子ども・子育て支援事業の推進
  - ① 通所系事業
  - ② 訪問系事業
  - ③ 相談支援
  - ④ その他の事業
- （3）仕事と生活の調和の促進
- （4）その他の支援事業の推進

3．子ども・子育て支援事業の計画目標

- （1）教育・保育提供区域について
- （2）教育・保育事業の量の見込みと確保の内容
- （3）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策の内容

【次世代育成支援行動計画】

基本目標１：子どもの心身の健やかな成長の支援

１．子どもたちの健全育成

1 子ども会活動
2 児童館活動
3 読書活動の推進
4 ジュニアスポーツ事業
5 スポーツ少年団運営・育成事業
6 環境学習の推進
7 児童手当の支給

２．交流事業の充実

1 グリーンランドまつりの子ども遊びの広場開設
2 ボランティア団体への支援
3 地域活動参加促進事業
4 子ども体験・親子ふれあい体験教室

基本目標２：子育て家庭をサポートする環境の整備

１．家庭の子育て力の強化

1 子育て教室
2 託児サービスの実施
3 男性の育児参加推進事業

２．母親と子どもの健康の確保

1 特定不妊治療費助成事業
2 一般不妊治療費助成事業
3 不育症治療費助成事業
4 母子健康手帳の交付
5 父子健康手帳の配付
6 妊婦歯科健康診査事業
7 乳児健康診査
8 幼児歯科健康診査
9 乳幼児及び保護者に対する家庭訪問・面接及び電話による育児相談
10 幼児健康診査
11 妊婦学級「プレパパ・プレママ教室」
12 親子の食育教室
13 思春期健康講座
14 予防接種
15 乳幼児及び小学生の福祉医療費の支給

基本目標３：地域の子育て力を強化する施策の充実

１．学校環境の整備

１ 学校運営協議会制度の推進
２ 教育相談体制の充実
３ 確かな学力向上のための学校教育の振興
４ キャリア・スタート・ウィーク推進事業
５ 外国語教育の充実
６ 中学生海外ホームステイの助成

２．地域の子育て力の強化

１ 地域の子育てネットワークづくりへの支援
２ 労働時間短縮への働きかけ（新規）
３ 育児休業制度の普及と取得促進の啓発（新規）
４ 事業所内保育施設設置への働きかけ（新規）
５ 仕事との両立に向けた子育て支援相談の充実（新規）

基本目標４：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

１．子育てバリアフリーの推進

１ 公共施設のバリアフリー化
２ 公園の整備
３ 安全な道路環境の整備

２．子どもの安全の確保

１ 「子ども110番の家」等緊急避難場所の設置促進
２ 防犯灯の整備促進
３ 交通安全・防犯・防災教育の充実
４ 保護者会などによるインターネット安全教室の開催支援（新規）

基本目標５：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

１．障がい児施策の充実

１ 障がい児保育事業
２ 特別支援教育の充実
３ 特別児童扶養手当事業
４ 重度心身障害児福祉医療費の支給

２．ひとり親家庭に対する支援の充実

１ 児童扶養手当事業
２ ひとり親家庭の児童福祉医療費の支給
３ ひとり親家庭児童保育料助成事業費の支給
４ ひとり親家庭日常生活支援事業

３．虐待防止対策の充実（新規）

１ 虐待発生予防、早期発見・早期対応等
２ 関係機関との連携等

第5章　子ども・子育て支援事業計画

【空白のページ】

１．子ども・子育て支援制度の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。令和元年５月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て支援として給付される「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の３つの枠組みから構成されます。

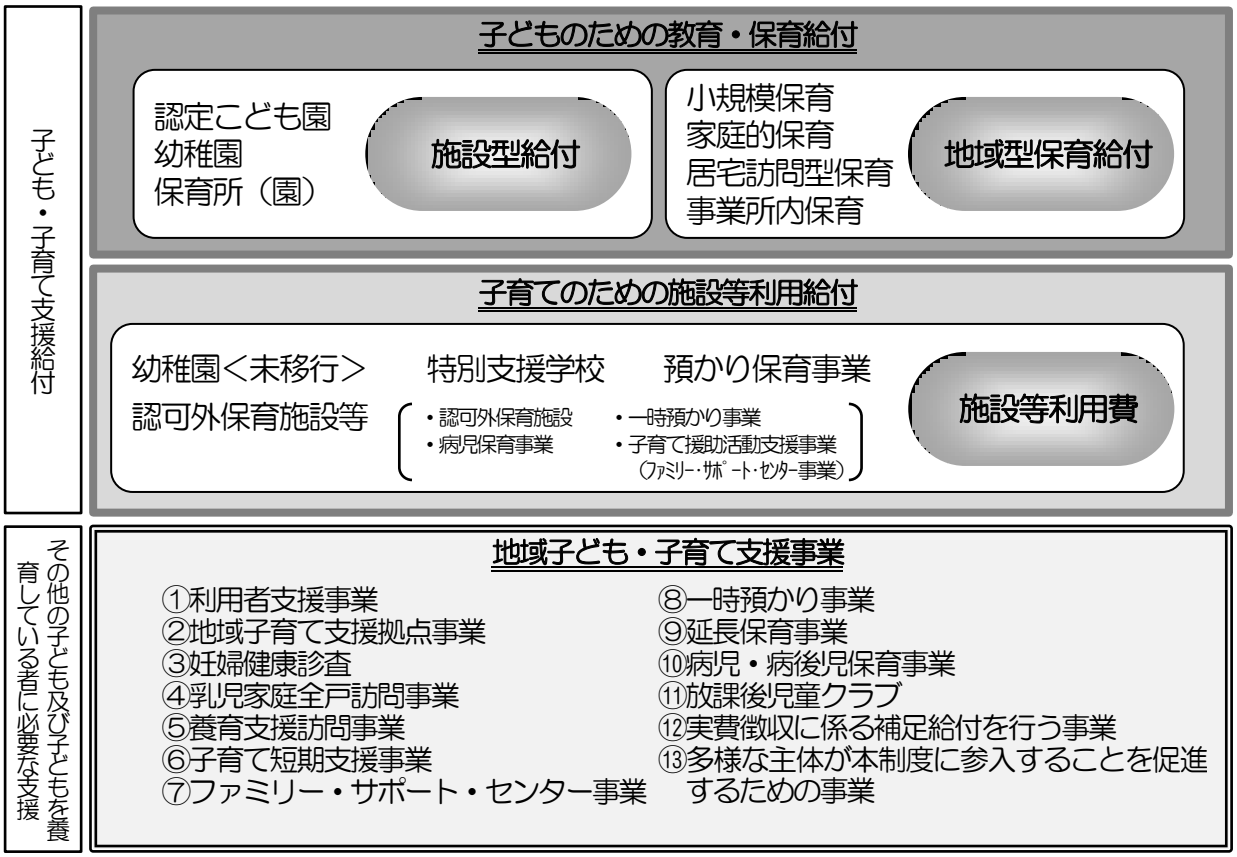

（1）子どものための教育・保育給付

幼児期の教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は１号～３号の３区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

① 教育・保育給付認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	給付を受けることとなる施設・事業
１号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所（園） 認定こども園
３号認定	満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所（園） 認定こども園 小規模保育事業など

② 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）などにより、総合的に判断を行います。

＜事由＞

- o 就労
- o 妊娠・出産
- o 保護者の疾病・障害
- o 同居親族等の介護・看護
- o 災害復旧
- o 求職活動
- o 就学
- o 虐待やＤＶのおそれがあること
- o 育児休業取得時に、すでに保育を利用していること
- o その他市町村が定める事由

＜保育時間＞

o 保育標準時間
　主にフルタイムの就労を想定した長時間利用
o 保育短時間
　主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

（2）子育てのための施設等利用給付

令和元年５月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、令和元年 10 月より、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までのすべての子どもたちの利用料が無償化されました。

子育てのための施設等利用給付では、新たな認定が設定され、必要に応じて認定を受ける必要があります。

①　施設等利用給付認定区分

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	支給に係る施設・事業
新１号認定	満３歳以上の小学校就学前子どもであって、新２号認定子ども・新３号認定子ども以外のもの	幼稚園 特別支援学校等
新２号認定	満３歳に達する日以後最初の３月３１日を経過した小学校就学前子どもであって、第１９条第１項第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 （満３歳入園児は新３号、年少児からは新２号）
新３号認定	満３歳に達する日以後最初の３月３１日までの間にある小学校就学前子どもであって、第１９条第１項第２号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 （２歳児まで新３号、３歳児からは新２号）

②　無償化について

■幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

【幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までのすべての子ども】

●幼稚園については、月額上限2.57 万円。

●無償化の期間は、満３歳になった後の４月１日から小学校入学前までの３年間。

（注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満３歳から無償化します。

●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちとすべての世帯の第３子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

【住民税非課税世帯の０歳から２歳までの子ども】

●子どもが２人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第１子とカウントして、０歳から２歳までの第２子は半額、第３子以降は無償となります。

（注）年収 360 万円未満相当世帯については、第１子の年齢は問いません。

■幼稚園の預かり保育の利用

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

【利用料】

●幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額 1.13 万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

■認可外保育施設等の利用

認可外保育施設（一般的な認可外保育施設、市独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

【利用料】

●３歳から５歳までの子どもたちは月額 3.7 万円まで、０歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。

就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、３歳から５歳までの利用料が無償化されます。

２．子ども・子育て支援事業の推進

（１）幼児期の教育・保育事業の一体的な推進

①施設型給付

１　保育所	
事業概要	保育所及び認定こども園（保育利用）で保育が必要な児童の保育を行います。 （保育時間：７時30分～18時30分） 市内には公立保育所３園と認定こども園３園があり、合計の定員は795人となっています。

【取り組みの方向】

児童福祉法の改正や子ども･子育て支援法の施行により、様々な事業主体が参入するための法的環境整備が図られており、本市においても、民間事業所の参入が期待されます。

また、近年では保育の提供に必要な保育士数の不足により、待機児童の問題が生じていることから、この解決に向けて、施設整備の検討や必要な保育士数の確保に努めます。

２　幼稚園	
事業概要	幼稚園及び認定こども園（教育利用）で児童の教育をします。 （教育時間：８時30分～14時30分） 市内には公立の幼稚園１園と認定こども園３園（定員：380人）及び私立の認定こども園１園（幼稚園型、定員：240人）があり、合計の定員は625人となっています。

【取り組みの方向】

少子化の進行や、保護者の就労時間の多様化などにより、年々園児数は減少している傾向にありますが、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、既存の公立施設と私立施設を中心に、幼稚園事業を行います。

３　認定こども園	
事業概要	認定こども園は、幼稚園と保育所の２つの機能を備えた施設で、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。 本市においては、公立の若竹幼児教育センター・昭和子ども園・出戸こども園及び私立の追分幼稚園の４施設が認定を受けています。

【取り組みの方向】

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、国においては幼保一体化施設の整備を積極的に進めていくこととしています。本市においても、施設整備にあたっては、保護者の意見を取り入れながら、幼保一体化施設の整備に取り組んでいきます。

②地域型保育給付

１　小規模保育事業	
事業概要	小規模保育事業は、３歳未満児を対象とした定員規模６人以上 19 人以下で、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施するものです。

【取り組みの方向】

子ども・子育て支援新制度の施行により、新たに創設された事業であるため、今後の新規事業者の参入が期待されます。参入にあたっての必要な情報の提供や、連携施設確保のための協力など、事業者が参入しやすいように環境づくりを進めます。

２　事業所内保育事業	
事業概要	事業所内保育事業は、３歳未満児を対象とした定員規模６人以上 19 人以下で、従業員の子どもの預かりを主な目的とした事業です。

【取り組みの方向】

前述の事業と同様に、今後の新規事業者の参入が期待されます。参入にあたっての必要な情報の提供や、連携施設確保のための協力など、事業者が参入しやすいように環境づくりを進めます。

（２）地域子ども・子育て支援事業の推進

①通所系事業

１　延長保育事業	
事業概要	保育所及び認定こども園（保育利用）で保育時間を延長し保育します。 市内のすべての公立保育所等で実施しています。 通常保育の前延長は要望のある３園で実施し、後延長はすべての保育所等で実施しています。 前延長：７時00分～７時30分 後延長：（標準時間）　18時30分～19時00分 （短時間認定）15時30分～18時00分

【取り組みの方向】

働き方の多様化などにより、延長保育の利用者が増えることが予想されます。すべての保育所で延長保育事業を実施していきます。

２　預かり保育事業	
事業概要	幼稚園及び認定こども園（教育利用）で教育時間を延長し保育を行います。市内４か所の施設で実施しています。 （預かり時間：８時00分～８時30分、14時30分～17時00分）

【取り組みの方向】

この事業は、地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業（幼稚園型）として見直されることから、今後も引き続き、幼保一体のサービスとして提供していきます。

３　一時預かり事業	
事業概要	保育所等で一時的に子どもを預かります。 （保育時間：８時30分～17時00分） 市内では、湖岸保育園、追分保育園、若竹幼児教育センター、昭和こども園で実施しています。週３日、月14日以内の利用ができます。

【取り組みの方向】

利用者が増加しているため、必要なサービス量を確保できていない現状となっています。

今後は必要なサービス量を提供できるように、実施場所の拡大について検討していきます。

４　病児保育事業	
事業概要	病児保育は、地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業です。

【取り組みの方向】

この事業の実施にあたっては、医療機関の協力や専任の看護師の配置、病院･保育所等での専用スペースの確保､利用児童の症状の急変時に対応可能な体制の整備が必要であることから、事業の拡充について検討していきます。

５　短期入所生活援助事業（ショートステイ）	
事業概要	子どもを養育している保護者が一時的なケガや病気で、家事・育児に困ったときに施設で子どもの養育や母子の保護を行います。 秋田市内の乳児院や児童養護施設に委託しています。

【取り組みの方向】

保護者に何かあったときに子どもの養育を行うものであるため､必要性が生じたときに利用できるよう、今後も継続して取り組んでいきます。

６　放課後児童クラブ	
事業概要	保護者が就労等により日中家庭にいない児童に対して、保護者に代わり保育及び育成指導を行い、児童の健全育成を図る事業です。 市内の小学校１年生から６年生を対象に１１か所の児童クラブを開設しています。

【取り組みの方向】

平成 30 年９月に国より「新・放課後子ども総合プラン」が示され、放課後児童クラブについては､2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を図るとされています。

その内容は､放課後児童クラブの増設及び放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型の整備を計画的に進めるとしています。

本市においても今後は民間事業者と連携し運営していきます。

②訪問系事業

1　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
事業概要	生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援の必要な家庭に対しては適切な助言、サービス提供につなげます。また、乳児のいる家庭を訪問することにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。 初めての子育てでは不安が多く、中には不安を相談できる相手がいない場合もあるため、母乳栄養や適切な授乳、予防接種、その他育児全般に対する相談に対し、必要な助言及び指導を実施しています。

【取り組みの方向】

訪問の受け入れが良好なケースがほとんどですが、電話で訪問を断られることもあるため、訪問できなかった家庭に対するフォロー体制を整えていく必要があります。

今後も赤ちゃん訪問に関する周知を徹底し、各家庭に切れ目のない支援が提供できるよう努めていきます。

2　養育支援訪問事業	
事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施を支援する事業です。

【取り組みの方向】

必要に応じて専門機関の紹介を行い、関係機関での連携を密にして切れ目のない適切な支援を努めていきます。

③相談支援

1　利用者支援事業（子育て世代包括支援センター（母子保健型））	
事業概要	子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【取り組みの方向】

利用者のニーズに合わせ、関係機関と連携し、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を提供できるよう努めていきます。

２　地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
事業概要	主に、未就園児とその保護者が交流できる常設の「ひろば」を開設し、子育て家庭に対する支援や、サークル、地域のボランティア等への支援を行います。 （開設時間：９時 30 分～15 時 00 分） 本市では、天王保健センター内、昭和こども園内、若竹幼児教育センター内、出戸こども園内に設置・運営しており、親子の交流の場の運営、育児相談、子育て支援講習会、子育て情報の提供、サークル支援などをしています。

【取り組みの方向】

子育て支援センターの利用はリピーターが多く、新規登録者を増やすため、周知方法を工夫することや、関係機関・地域と連携を深めていくことが必要と考えられます。

今後は、地域支援活動の充実と、保護者の子育て力を高める効果的な講座を開催します。

子育て情報に関する「子育てハンドブック」を引き続き作成し、随時に内容の見直しを行いながら、最新情報が子育て家庭に届くよう、計画的に配布します。

④その他の事業

１　ファミリー・サポート・センター事業	
事業概要	ファミリー・サポート・センターは、地域において育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、提供したい人（協力会員）が、事前に会員登録をして育児について助け合う相互援助事業です。

【取り組みの方向】

利用会員が必要とする緊急時や休日、保育所や児童クラブ終了後の時間帯などに対応できる協力会員の確保に努めます。

ファミリー・サポート・センター会員を募集するにあたり、広く事業の周知を図るとともに、子育てサポーターの養成、在宅の保育士に対する呼びかけなどに取り組みます。

（3）仕事と生活の調和の促進

1　育児支援等の制度の周知	
事業概要	仕事と家事・育児の両立が促進されるよう、育児休業等各種制度の周知に努めるとともに、事業者や企業へ意識啓発を行います。 また併せて、ワーク・ライフ・バランスの啓発や、市広報及びホームページによる、各種制度の周知を図ります。

【取り組みの方向】

ワーク・ライフ・バランスや仕事と家事・育児の両立の支援等に関連した各種制度について、広報やＨＰ等を通じた積極的な情報提供に努めます。

2　一般事業主への情報提供	
事業概要	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備に取り組めるよう、周知します。

【取り組みの方向】

事業者向けに労働条件の整備に関連する情報提供等を行うことにより、従業員が多様性のある労働条件の下で働くことができるよう周知に努めます。

3　事業所向けのワーク・ライフ・バランス	
事業概要	従業員のワーク・ライフ・バランス推進や、子育てしやすい職場づくりのための、事業所の経営者や人事担当者向けのセミナーを実施する事業です。

【取り組みの方向】

市内企業を対象とした企業向けの研修を実施し、従業員のワーク・ライフ・バランスが推進されるよう啓発します。

4　休日保育	
事業概要	休日保育とは、保育所等で日曜日や祝日の保育を行う事業です。

【取り組みの方向】

アンケート調査の結果から、回答のあった 1,038 人のうち、日曜・祝日の利用を希望は、「ほぼ毎週利用したい」が 3.2%（約 33 人）、「月に 1～2 回利用したい」が 22.1%（約 229 人）となっています。

この事業については、実施の必要性を見極めながら、今後検討します。また、ファミリー・サポート・センターの情報提供や活用の促進を図りながら休日保育の環境整備に取り組みます。

（4）その他の支援事業の推進

1　妊婦健康診査	
事業概要	住民登録をしている妊婦に対し、健やかな妊娠を支援する目的で、健康診査費用を補助しています。 健康診査は委託医療機関にて実施しています。

【取り組みの方向】

妊娠中の異常の早期発見と妊婦の健康管理の向上のため、今後も継続して実施していきます。

2　妊婦の健康相談	
事業概要	妊娠届の際に、保健師や栄養士が面接し、健康相談・栄養指導を通し妊婦が悩みや不安なく出産できるよう早期支援の体制づくりを図っています。 （妊娠届出時に妊婦健康相談を実施）

【取り組みの方向】

医療機関等との連携体制を強化し、支援が必要な妊婦の情報共有を図り、連携のとれた支援体制の充実を目指します。

3　新生児（乳児）訪問	
事業概要	産後１か月は母親にとって、出産による体やホルモンバランスの変化に加え、慣れない授乳・育児・生活リズムの変化に伴うストレスの多い時期であり、産後のうつや虐待のリスクの高い時期と言われています。 そのため、早期からの介入が必要な母子や早期の訪問を希望する母子に対し、新生児訪問を実施しています。また、医療機関等から情報提供のあったケースでは、電話や出生届出時に母親の不安の有無や内容、体調面等を確認し、訪問につなげています。

【取り組みの方向】

医療機関と連携することにより、より適切な支援を早期から行うことができることから、必要に応じて情報共有し早期支援につなげていくようにしていきます。

今後も継続して、個々の状態に合わせ適切な援助を行うとともに、家族の精神的不安等にも対応し、今後の子育てが円滑に進むように支援していきます。

４　産後１か月健診受診券及び母乳育児相談の補助券の配付	
事業概要	住民登録をしている産婦に対し、産後の母子が心身ともに健やかに過ごすことができ、母乳育児が順調に進むことで、産後うつや子どもの虐待予防となるよう、産後１か月健診受診券及び母乳育児相談補助券を発行します。健康診査は委託医療機関にて実施しています。

【取り組みの方向】

産後１か月は母体の回復や授乳に関するトラブルも出現しやすい時期であるため、子育てしやすい環境をつくります。

５　幼稚園・保育所の地域の子育て家庭への支援と地域との連携	
事業概要	地域の子育て家庭への支援として、園開放や子育て情報の提供をします。地域と連携するための取り組みをしています。

【取り組みの方向】

各園独自の園開放の実施や子育て支援センターでの情報提供を行い、地域での子育てを支援します。また、ボランティアや学生の保育体験の受け入れを行い地域での連携を図ります。

民生児童委員や要保護児童対策地域協議会、他専門機関との情報交換を行い、地域における支援体制の充実に努めます。

６　保育施設の整備	
事業概要	幼稚園・保育所等の施設を計画的に整備します。

【取り組みの方向】

本市では、幼稚園１園、保育所３園、認定こども園３園の計７施設を管理運営しており、そのうち３施設※が建物の建設から４０年以上経過し、老朽化に伴う突発的な修繕も増加してきています。

このように施設の建替えの必要性について検討しなければならない現状であることから、建物の傷みの具合や耐用年数、保育環境の向上を考慮しながら、今後も引き続き、計画的に幼稚園・保育所等の施設整備に取り組みます。

※　二田保育園（築46年）、湖岸保育園（築42年）、天王幼稚園（築46年）

７　私立幼稚園への助成	
事業概要	私立学校（幼稚園）の運営を支援するために私立幼稚園運営費補助金を交付しています。

【取り組みの方向】

私立学校（幼稚園）は地域における幼児教育の場であり、及び園児の重要な受け入れ先となっているため、今後も継続して実施します。

８　保育所及び認定こども園苦情解決事業	
事業概要	保育所及び認定こども園の苦情解決のための外部委員による第三者委員会を設けています。保育所及び認定こども園ごとに、外部委員を委嘱し必要に応じて第三者委員会を開催しています。

【取り組みの方向】

苦情の解決に向けた検討内容や解決に至るまでの経過を記録し、職員会議などで共通理解を図り、実践に役立てるようにしていきます。

保育所の説明責任や評価とともに、保育の内容を継続的に見直し、改善し、保育の質の向上を図ります。

９　放課後子ども教室	
事業概要	子どもの安全安心な居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。

【取り組みの方向】

平成 30 年９月に国より「新・放課後子ども総合プラン」が示され、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めるとされています。

新たに放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約 80％を小学校内で実施することを目指すとしています。

本市においても今後の状況を見極めながら取り組みについて検討します。

（P48 放課後児童クラブの【取り組みの方向】再掲）

10　認定こども園評議員	
事業概要	「開かれた園づくり」を推進するために、保護者や地域住民からなる認定こども園評議員会を設置しています。

【取り組みの方向】

認定こども園の教育活動や、その他の園運営の状況について認定こども園評議員の評価をいただきながら、より一層の「開かれた園づくり」に取り組みます。

11　幼保小連携理解推進事業	
事業概要	子どもたちの発達や学びの連続性を保証するため、小学校・幼稚園及び保育所の教職員が互いの教育・保育の内容や方法の違いについて相互理解を深め、望ましい連携の在り方を探ります。 小学校教諭が学区の幼稚園・保育所へ出向き、担任とのＴＴ（ティーム保育）を行い、幼稚園教諭・保育士が小学校へ出向いて担任とのＴＴ（ティームティーチング）を行うなど、双方の日常指導の実際を相互体験することで、各自の業務改善に生かす研修となっています。

【取り組みの方向】

連携の核となるのは年長児と小学校１年の学級担任となりますが、その他の全職員が幼保小連携の意義を実感できる機会が少ないため、引き続き、互いの職員全体への意識啓発に努めていきます。

12　幼児教育アドバイザーの配置	
事業概要	幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有するアドバイザーにより、教育・保育施設等への訪問支援を通じて、教育及び保育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言を行うものです。

【取り組みの方向】

各園における研修リーダーの育成や、公開保育研究会を実施し、施設の種別を超えて学び合う体制を構築することで、市全体の保育の質の向上に努めていきます。

13　要保護児童対策地域協議会	
事業概要	児童虐待をはじめ、非行児童などの要保護児童家庭に対する支援を行うことを目的に、要保護児童対策地域協議会※を設置しています。 年に１回、代表者会議の開催するほか、必要に応じて個別検討ケース会議を開催しています。

※　：要保護児童対策地域協議会とは、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や 支援を行うために協議を行う場です。

【取り組みの方向】

今後も継続して関係機関との連携を密にして要保護児童の更なる早期発見、早期対応に取り組んでいきます。

３．子ども・子育て支援事業の計画目標

（１）教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案して、全市を一地区として教育・保育提供区域に設定しました。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

（２）教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

教育・保育事業の量の見込みの推計については、国から標準的な考え方が示されていますが、より地域の実情を反映した推計とするため、標準的な考え方による推計結果をベースとして、これまでの実績を踏まえて調整し最終的な量の見込みを設定しました。

教育・保育提供区域ごとの計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」、「確保の内容（提供体制）」、「全体の満３歳未満児に占める ３ 号認定子どもの利用定員総数（保育利用率）」は以下の通りです。

				１号認定	２号認定	３号認定	
						０歳	１･２歳
令和２年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			６３	５２２	１４６	３２４
	確保の内容（提供体制）	施設型給付	保育所（園）	－	２９４	５４	１２８
			幼稚園	１２０	－		
			認定こども園	２１０	２４５	４３	１５２
		地域型保育給付	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育				
			事業所内保育			９	１０
		認可外保育施設			－	２６	３７
		確認を受けない幼稚園		－	－		
	確保の合計②			３３０	５３９	１３２	３２７
	②－①			２６７	１７	－１４	３

				1号認定	2号認定	3号認定	
						0歳	1･2歳
令和3年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			61	506	141	314
	確保の内容（提供体制）	施設型給付	保育所（園）	－	164	28	74
			幼稚園	－	－		
			認定こども園	290	347	79	214
		地域型保育給付	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育				
			事業所内保育			9	10
		認可外保育施設			－	26	37
		確認を受けない幼稚園		－	－		
	確保の合計②			290	511	142	335
	②－①			229	5	1	21
令和4年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			60	490	136	303
	確保の内容（提供体制）	施設型給付	保育所（園）	－	164	28	74
			幼稚園	－	－		
			認定こども園	290	347	79	214
		地域型保育給付	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育				
			事業所内保育			9	10
		認可外保育施設				26	37
		確認を受けない幼稚園					
	確保の合計②			290	511	142	335
	②－①			230	21	6	32
令和5年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			58	476	131	292
	確保の内容（提供体制）	施設型給付	保育所（園）	－	164	28	74
			幼稚園	－	－		
			認定こども園	290	347	79	214
		地域型保育給付	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育				
			事業所内保育			9	10
		認可外保育施設			－	26	37
		確認を受けない幼稚園		－	－		
	確保の合計②			290	511	142	335
	②－①			232	35	11	43

				1号認定	2号認定	3号認定	
						0歳	1･2歳
令和6年度	量の見込み（必要利用定員総数）①			56	462	126	282
	確保の内容（提供体制）	施設型給付	保育所（園）		164	28	74
			幼稚園	－	－		
			認定こども園	290	347	79	214
		地域型保育給付	小規模保育事業				
			家庭的保育事業				
			居宅訪問型保育			－	
			事業所内保育			3	10
		認可外保育施設			－	26	37
		確認を受けない幼稚園		－	－		
	確保の合計②			290	511	142	335
	②－①			234	49	16	53

（3）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策の内容

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下の通りです。

なお、地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携をとりつつ実施していきます。

			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業		確保の内容	か所	1	1	1	1	1
延長保育事業		量の見込み①	人	1,087	1,053	1,019	985	952
		確保の内容②		1,087	1,053	1,019	985	952
		②－①		0	0	0	0	0
		箇所数	か所	6	5	5	5	5
放課後児童健全育成事業	低学年	量の見込み①	人日	404	395	387	378	369
		確保の内容②		300	310	310	310	310
		②－①		104	85	77	68	59
	高学年	量の見込み①	人日	245	238	233	229	222
		確保の内容②		100	110	110	110	110
		②－①		145	128	123	119	112
	箇所数	量の見込み①	か所	11	11	11	11	11
		確保の内容②		11	11	11	11	11
		②－①		0	0	0	0	0
子育て短期支援事業		量の見込み①	人日	37	36	34	33	32

			単位	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
（ショートステイ）		確保の内容②		３７	３６	３４	３３	３２
		②－①		０	０	０	０	０
		箇所数	か所	４	４	４	４	４
地域子育て支援拠点事業	人数	量の見込み①	人日	５０９	４９４	４７７	４５９	４４２
		確保の内容②		５０９	４９４	４７７	４５９	４４２
		②－①		０	０	０	０	０
	箇所数	量の見込み①	ケ所	４	４	４	４	４
		確保の内容②		４	４	４	４	４
		②－①		０	０	０	０	０
一時預かり（幼稚園在園児対象）								
１号認定の利用		量の見込み①	人日	３３２	３２３	３１３	３０３	２９４
２号認定の利用		量の見込み②		14,802	14,373	13,943	13,513	13,083
		確保の内容③		15,134	14,696	14,256	13,816	13,377
		③－②－①		０	０	０	０	０
		箇所数	か所	４	４	４	４	４
一時預かり（幼稚園以外）等		量の見込み①	人日	4,947	4,791	4,635	4,479	4,320
一時預かり（幼稚園以外）		確保の内容②		５９３	５９３	５９３	５９３	５９３
ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ（病児・病後児以外）		確保の内容③		２３２	２２５	２１８	２１１	２０５
		（③＋②）－①						
		箇所数	か所	４	４	４	４	４
病児・病後児保育事業		量の見込み①	人日	５８６	５８６	５８６	５８６	５８６
病児病後児保育		確保の内容②		５８６	５８６	５８６	５８６	５８６
		②－①		０	０	０	０	０
		箇所数	か所	２	２	２	２	２
子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ（就学児のみ））		量の見込み①	人日	1,592	1,558	1,522	1,488	1,453
		確保の内容②		２３２	２２５	２１８	２１１	２０５
		②－①						
		箇所数	か所	４	４	４	４	４
妊婦健康診査		量の見込み①	人・回	１８２	１７４	１６６	１５７	１４９
		健診回数（①X14）		2,548	2,436	2,324	2,198	2,086
		確保の内容②		2,548	2,436	2,324	2,198	2,086
		②－①		０	０	０	０	０
乳児家庭全戸訪問事業		量の見込み①	人	１８２	１７４	１６６	１５７	１４９
		確保の内容②		１８２	１７４	１６６	１５７	１４９
		②－①		０	０	０	０	０
養育支援訪問事業		量の見込み①	人	２	２	２	１	１
		確保の内容②		２	２	２	１	１
		②－①		０	０	０	０	０

第６章　次世代育成支援行動計画

【空白のページ】

基本目標１：子どもの心身の健やかな成長の支援

１．子どもたちの健全育成

１　子ども会活動	
事業概要	地域における仲間活動を通して、子どもの心身の発達に必要な知識等を身に付けるための活動をしています。

【取り組みの方向】

少子化の影響により、子ども会の数が年々減少傾向にあり、近隣の子ども会と合同による活動をしているところもあります。

こうした状況から、市子ども会育成会連絡協議会（加盟 108 団体）が中心になり単位子ども会への夢活動助成を行いながら、市全体事業として親子体験教室などを実施していますが、参加する単位子ども会の固定化がみられます。

今後、県子ども会育成連合会による各種事業を活用しながら、市子ども会事業の活性化と参加の促進を図ります。

２　児童館活動	
事業概要	児童館では、遊びや高齢者から生活の知恵と生活技術の習得及び伝授を楽しみながら健康な体で豊かな情操を育て、子ども同士の「和」を広げていく活動を行っています。 追分、昭和中央、若竹の３地区施設において、児童を対象に様々な遊びや伝統行事、地域交流の機会を提供しています。

【取り組みの方向】

今後は、地域の高齢者との交流機会を更に充実していくとともに、児童の遊びの意識を再認識し、各種活動を通じて連帯感や遊ぶという気運の高揚を図るようにしていきます。

３　読書活動の推進	
事業概要	図書館では読書を通じて、子どもから大人まで感性を磨き、自己の表現力を高め想像力を豊かにするなど、充実した人生を送るため、すべての市民が読書の機会を享受できる環境の整備を推進します。 図書館及び昭和分館、飯田川分館、追分分館において、郷土資料の収集や蔵書を計画的に拡充するとともに、読書習慣事業などを実施しています。 読書活動を推進するため、レファレンスサービス（利用者への情報提供）や企画展示、リクエスト図書のサービス、学校図書室との連携、市内の「読書会」や「おはなし会」の育成支援を行っています。

【取り組みの方向】

市民のニーズに応えるため、本館及び分館のより一層の蔵書の充実を図るとともに、幼稚園、保育所、小・中学校との連携を強化し、本とふれあう機会を多くすることが必要と考えられます。

「潟上市子ども読書活動推進計画」に基づき、幼稚園及び保育所、小・中学校との相互連携を図りながら、ブックスタート事業を推進し、読書に親しむ環境づくりに取り組んでいきます。

また、「読書会」や「おはなし会」の支援、読書ボランティアの育成に努め、市民による読書習慣の機運を高め、読書活動の推進に取り組みます。

４　ジュニアスポーツ事業	
事業概要	スポーツを通じて子どもの体力増進と、運動習慣の定着を図り、子どもの健全な育成に寄与するため、ジュニアスポーツ事業を行っています。 潟上市全域の小学生を対象に、誰でも楽しめるユニバーサルホッケー競技を通じて児童の交流を深めています。

【取り組みの方向】

潟上市全域の小学生を対象としていますが、スポーツ少年団を中心とした参加状況となっているため、地域・小学校から気軽に参加できるような安全に楽しめる競技種目を検討し、より多くの子どもの参加に向け周知・啓発に努めていきます。

５　スポーツ少年団運営・育成事業	
事業概要	スポーツを通じて子どもの健全な成長と体力向上を図るため、スポーツ少年団の育成・指導に努めます。

【取り組みの方向】

潟上市スポーツ少年団は市の合併後、年々団員数が減少する傾向にあり、団員の減少により、活動を中止する団体が出てきています。

また、冬期間においては、各単位団の活動場所の調整が難しくなっています。今後はスポーツ少年団本部及び各指導者が連携し、指導方法や入団しやすい環境づくりに努め、団員の確保・増加を図ります。

６　環境学習の推進	
事業概要	主に小学校や子ども会などの団体へ、環境学習や環境保全のための活動を支援します。

【取り組みの方向】

環境保全に対して関心を持ち、環境を守る意識を共有し行動できるよう、八郎湖環境学習プログラムや、地域を流れる河川における水生生物調査の実施など、地域の環境に関心が持てるような環境学習を推進しています。

７　児童手当の支給	
事業概要	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に手当を支給しています。 （支給月額は以下の通り） ・０歳～３歳未満：15,000 円 ・３歳～小学校修了前まで：１・２子 10,000 円 ・３歳～小学校修了前まで：３子以降 15,000 円 ・中学生：10,000 円 ・所得制限以上：5,000 円

【取り組みの方向】

今後も国の施策に従って継続して実施していきます。

２．交流事業の充実

１　グリーンランドまつりの子ども遊びの広場開設	
事業概要	移動児童館教室による、乳幼児（保護者）～小・中学生を対象とした出店・ワークショップ、制作活動等の事業を展開しています。 市内の地元高校生のボランティアを集い、様々な遊びや体験活動を行うほか、ボーイスカウトによる野外体験活動も開催しています。

【取り組みの方向】

今後も、事業内容を工夫し、関係団体と連携しながら、子どもが気軽に体験できる「遊びの広場」を継続実施していきます。

２　ボランティア団体への支援	
事業概要	子育てに関するボランティア活動をしている団体、個人の活動を支援します。 母子愛育部会（愛育班を含む）の部員より、市の子育て事業を中心にボランティア活動に参加してもらっています。

【取り組みの方向】

ボランティアへ協力してくれる方の固定化が課題となっているため、ボランティア活動に対する啓発に取り組んでいきます。

市育児教室における託児ボランティア活動の参加募集や、子育て支援センターにおける子育て中の母親との交流事業を実施します。

３　地域活動参加促進事業	
事業概要	市内の小学４年生以上・中学生を対象に「地域活動チャレンジカード」を配布し、地域行事への積極的な参加を呼びかけています。

【取り組みの方向】

地域行事の活性化を目的に実施していますが、自分たちの住む地域での活動から、市の行事への参加と意識が変化しつつあります。

各地域では、保護者や地域の方々、そして学校の協力が不可欠となっています。今後は、事業の周知と啓発活動を行い、対象学年の見直しを検討し、事業の充実を図ります。

４　子ども体験・親子ふれあい体験教室	
事業概要	小学生及び保護者による体験活動として、年数回の創作活動を通じて、ふれあいを深める活動を行っています。 夏休み・冬休み期間中での開催により、作品づくりやおやつ作り、お弁当作りを行っています。親子でアート作品に挑戦しながら、親子のふれあいを楽しむ場となっています。

【取り組みの方向】

各公民館で実施しているため、会場まで遠距離の児童は送迎が必要となり、参加できない児童もいることから、今後は移動教室などを検討し、事業の充実を図ります。

基本目標２：子育て家庭をサポートする環境の整備

１．家庭の子育て力の強化

１　子育て教室	
事業概要	乳幼児・幼児・小学生を持つ保護者を対象に、子育てについての講話・実習・学習、また仲間づくりも含めて活動を行っています。 昭和・飯田川公民館では合同で、子育てのストレス解消と仲間づくりを目的に料理や趣味講座を開催、天王公民館では、子育てに役立つ料理や講話などを開催しています。

【取り組みの方向】

各公民館教室では、参加者が減少傾向にあるため、参加者の意見を取り入れた活動内容や開催時期などを検討しながら、より多くの市民が参加できるよう事業の充実を図ります。

２　託児サービスの実施	
事業概要	市で行われる講座や講演会、イベント等において、参加者の児童を預かる託児を実施しています。託児業務は託児団体へ委託しています。 主に、市主催の会議や公民館・子育て支援センター・健康推進課などの教室や行事で行っています。託児サービスの実施により、未就園児のいる保護者の参加が増えています。

【取り組みの方向】

保護者が安心して託児サービスを利用できるよう、子育てサポーターのスキルアップ研修を行います。

３　男性の育児参加推進事業	
事業概要	男性の育児休業取得をはじめとする、男性の子育て参加の促進を図るための情報や学習機会の提供を図ります。また、関係機関から提供される情報やチラシ等を提供するなど、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行っています。

【取り組みの方向】

家事・育児等の教室を開催できるよう、関係機関と連携を図りながら事業実施を進めます。

２．母親と子どもの健康の確保

１　特定不妊治療費助成事業	
事業概要	県の特定不妊治療助成事業を受けた方で、県の助成額を超えた費用について全額助成します。

【取り組みの方向】

不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も継続して事業を周知していきます。

県の施策に従って継続して実施していきます。

２　一般不妊治療費助成事業	
事業概要	一般不妊治療に要した自己負担分に対して、治療開始日の属する月の初日から１年間に要した一般不妊治療に係る費用を通算５年間まで全額を助成します。（ただし、他法の規定による給付並びに助成金及び交付金を除いた全額を助成する。）

【取り組みの方向】

不妊治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も継続して事業を周知していきます。

事業についても継続して実施していきます。

３　不育症治療費助成事業	
事業概要	保険適用の有無に関わらず、不育症の治療に要した自己負担分について一人年間 30 万円を限度に助成します。

【取り組みの方向】

不育治療を受けているご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、今後も継続して事業を周知していきます。

事業についても継続して実施していきます。

４　母子健康手帳の交付	
事業概要	一貫した母子の健康管理を図ることを目的として、妊娠届をした者に対して母子健康手帳を交付しています。 母子手帳・妊婦健康診査受診票の発行、及び妊婦健診のお知らせ、健康相談等を実施しています。

【取り組みの方向】

今後も国の施策に従って継続して実施していきます。

５　父子健康手帳の配付	
事業概要	父親が育児を楽しみ、積極的に子育てに関わることで、母親の手助けになるよう「父子健康手帳」を配付します。

【取り組みの方向】

妊娠届出時に配付します。

６　妊婦歯科健康診査事業	
事業概要	妊娠期の歯周疾患の早期発見と予防により妊婦の健康の維持増進に努めるとともに、歯科の健康に対する意識を高めるために妊婦歯科健康診査を実施しています。（委託医療機関で実施） 妊婦歯科健康診査受診票を発行し、全額補助しています。

【取り組みの方向】

受診率は約 50％前後と低い状況にあるため、妊娠届出時に妊婦歯科健診の必要性や受診方法等の周知を徹底し、受診率の向上に努めています。

７　乳児健康診査	
事業概要	発達上で節目の時期である、生後４か月・生後７か月・生後 10 か月に、乳児の健やかな育ちを支援し、保護者の育児に関する不安や心配が軽減されるよう、乳児健康診査を実施しています。 対象者はそれぞれの月齢児と保護者となっています。 ４か月・７か月児健診は集団方式、10 か月児健診は医療機関方式で実施しており、問診、身体計測、医師による内科診察、保健指導、栄養指導を行っています。

【取り組みの方向】

乳児の育ちや保護者の不安や悩みに合わせた支援に努めます。

また育児不安の内容が多様化し、中には継続的な関わりが必要なケースもあるため、母子の健康状態や育児状況の把握に努め、関係機関と連携して支援に取り組んでいきます。

８　幼児歯科健康診査	
事業概要	歯科保健に関する正しい知識と技術の普及を図り、う歯予防への取り組みができるよう支援するとともに、う歯の早期発見・治療につなぐことを目的に実施しています。 対象者は１歳６か月・２歳６か月・３歳６か月及びその保護者に集団で実施しており、歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング指導等を行っています。

【取り組みの方向】

う歯罹患率は各健診とも年々減少傾向にありますが３歳児のう歯罹患率は県平均よりも高い状態にあります。

今後も保護者に対するブラッシング指導や、むし歯になりやすい食べ物・飲み物等の指導を徹底し、う歯予防の大切さを啓発していきます。

９　乳幼児及び保護者に対する家庭訪問・面接及び電話による育児相談	
事業概要	支援の必要な保護者に対し、随時家庭訪問や面接及び電話による育児相談を実施しています。

【取り組みの方向】

家庭訪問・面接、電話による相談のほか、年に数回、子育て支援センターの育児相談日に保健師と栄養士が出向き、保護者が相談しやすい環境づくりに努めています。今後も継続して相談体制を整え支援していきます。

保護者が仕事をしている場合、十分な受け入れができないこともあるため、幼稚園・保育所などと連携した体制づくりの強化を図ります。

１０　幼児健康診査	
事業概要	１歳６か月児、３歳６か月児は発育、発達上でも節目の時期であり、生活習慣の基礎をつくる大事な時期であるため、幼児の健やかな育ちを支援し、保護者の育児についての不安や心配を軽減することを目的としています。対象者は１歳６か月児、３歳６か月児及びその保護者となっています。 幼児健康診査は集団方式で実施しており、問診、身体計測、発育発達チェック、医師による内科診察、保健指導、栄養指導、臨床心理士による発達相談等を行っています。（３歳６か月児は聴覚検査と視力検査、尿検査を追加。）

【取り組みの方向】

発達の遅れ等で要観察・要指導及び要精査となっても、保護者がそれを受け入れるには時間を要する場合があり、早期に適切な支援が受けられるよう、個別的な関わりが必要となっています。

また、親の子育て等に対する環境や悩みの多様化もみられることから、保護者の話をよく聞き、関係機関とも連携し、個々の悩みにあった支援ができるよう取り組んでいきます。

未受診者に対しては受診勧奨を実施し、電話や訪問にて母子の健康状態や育児状況の把握に努めていきます。

11　妊婦学級「プレパパ・プレママ教室」	
事業概要	妊婦及びその家族に対し、妊娠・出産・育児についての知識の普及と妊婦同士の交流を目的としています。

【取り組みの方向】

妊婦とその夫に育児を夫婦で行えるよう支援する内容としています。

また、働く妊婦やその夫が参加しやすい開催方法で実施し、ニーズに合った内容で充実を図っていきます。

12　親子の食育教室	
事業概要	小学生と保護者を対象に、親子の食育教室を開催し、食育に関する意識の高揚を図っています。 親子で一緒に調理することで、様々な調理法を覚え、食への関心や食べることの大切さを学べるようにしています。

【取り組みの方向】

今後も継続して取り組んでいきます。

13　思春期健康講座	
事業概要	中学生を対象に、命の大切さを感じ、自分自身の命・家族や仲間の命の尊さに気づき、学びを深めてもらうことを目的として実施しています。

【取り組みの方向】

講座実施後のアンケートからは命の大切さを実感できた内容が多くみられるため、今後も継続して実施していきます。

開催時期や内容の詳細について関係機関と連絡調整しながら、スムーズに実施できるように努めます。

14　予防接種	
事業概要	予防接種法に基づき、集団感染による流行拡大や、重症化予防のため予防接種を実施しています。

【取り組みの方向】

予防接種法の変更などで、接種の時期や回数が変わり複雑化しており、分かりにくいと感じている方も多いため、対象者への周知、未接種者への勧奨を継続していきます。

今後も国の施策に従って継続していくとともに、未受診者の把握・接種勧奨により、接種率の向上に取り組んでいきます。

15　乳幼児及び小学生の福祉医療費の支給	
事業概要	平成28年４月から乳幼児及び小学生･中学生の医療費を全額助成しています。県の基準の非該当者に対しても市単独で助成を行っています。

【取り組みの方向】

今後も、県基準の非該当者に対しても市独自で中学校修了年度までの児童に対し、拡大助成を実施し、すべての子育て家庭が安心して医療を受けられるように子どもの医療費の経済的負担を軽減します。

基本目標３：地域の子育て力を強化する施策の充実

１．学校環境の整備

１　学校運営協議会制度の推進	
事業概要	学校、家庭、地域が互いに力を合わせ、それぞれの立場でできることに主艇的に取り組みながら、地域の子どもたちの成長を支えていく学校作りを推進していきます。

【取り組みの方向】

各校で実施する学校運営協議会が、情報交換に終わることなく、具体的な手立てと担当を明らかにするよう、協議の仕方を工夫していきます。

２　教育相談体制の充実	
事業概要	小学校においては、子どもと親の相談員をすべての学校に１名ずつを配置し、中学校においては心の教室相談員１名を配置し、市や県の関係機関と連携していじめや不登校の問題に対応しています。 小学校６校と中学校１校に相談員を配置することで、様々な実態を抱える児童生徒や保護者対応の一助となっています。

【取り組みの方向】

今後は、各種の相談機関との連携を強化しながら効果的な対応ができるようにしていきます。

３　確かな学力向上のための学校教育の振興	
事業概要	小・中学校において児童生徒の一人ひとりに応じたきめ細やかな指導を推進するために必要な教材等を整備し、教育環境の充実を図ります。 指導要領に応じて、各小・中学校に必要なカリキュラムの整備と、各種補助金を活用した教材備品整備を継続して実施してきました。 また、児童生徒の学力向上のために諸調査を分析・検証し、小・中連携や県教育委員会との連携協力のもとに具体的な方策を検討します。

【取り組みの方向】

各校長の学校経営方針の下、各校の重点目標に沿ったＰＤＣＡサイクルが今後も機能するように評価検証を継続するとともに、市校長会及び各学校への継続指導・助言を行います。

国の学力検査や県の学習状況調査等の諸調査、市独自のアンケート調査の実施を通して、データ分析に基づいた研修を行っていきます。

また、県市連携と小・中連携を生かしながら、各校区の課題に沿った具体的な研究協議、研修となるよう検討します。

４　キャリア・スタート・ウィーク推進事業	
事業概要	地域における職場体験学習を通じて中学生に望ましい勤労観・職業観を育成します。 中学校２年生を対象として市内３中学校の生徒が１０月に週３～５日（学校の計画による）の職場体験を実施しています。事前事後の学習により、将来の職業観を育成できるように計画しています。

【取り組みの方向】

生徒が将来なりたい職業の関連事業所で体験するということではなく、希望を重視しながらも人数や移動距離などを考慮して調整するため、個々の生徒・保護者の意向に沿うことが必ずしもできません。

今後も、生徒や保護者への主旨の周知や事業所への協力依頼、実施時期や協力事業所の検討を行っていきます。

また、市民向けに、更に事業趣旨の理解につながる意識啓発にも取り組んでいきます。

５　外国語教育の充実	
事業概要	小・中学校での英語活動・外国語科の学習を充実させるとともに、国際理解を推進するため、外国人指導助手（３名のＡＬＴ）を各校に派遣し、中学校での英語科の授業及び小学校での外国語活動や国際理解教育の学習での授業で、担当教諭とのＴＴ（ティームティーチング）を実施しています。 小学校外国語活動の授業に、外国語活動支援員（外国での生活経験を持ち英会話に堪能な潟上市民）を配置し学級担任とともに指導にあたる等の実践的な取り組みを推進し、教材の整備に努めています。

【取り組みの方向】

近年、外国語教育が重要視され、小学校低学年からの英語教育の必要性が提唱される中で、ＡＬＴだけで対応していくことは難しくなってきているため、小学校外国語活動支援員等の連携などにより、十分な人員体制の整備を進めていきます。

６　中学生海外ホームステイの助成	
事業概要	中学生に将来国際社会を生き抜く社会性を身に付けさせるために、海外でのホームステイを実施します。 中学校２年生を対象として市内３中学校の生徒及び保護者に趣旨を周知し、事前説明会を２回行うことで、研修内容の充実を図っています。

【取り組みの方向】

報告会の開催や市広報への掲載など、児童生徒の国際理解教育につなげる工夫をしていくことや、成果の普及を図るため、各校における成果発表会の開催を検討していきます。

その他に、訪問先の検討、訪問先での現地学校との交流内容の見直しなどについても進めていきます。

２．地域の子育て力の強化

１　地域の子育てネットワークづくりへの支援	
事業概要	地域や社会全体で子育て支援をしようとする自発的な活動や機運づくりを醸成するため、市内の子育て支援に関わる団体、サークル、個人のネットワークづくりや活動場所の提供などの支援をしています。

【取り組みの方向】

地域の子育て力の強化には、子育てに関わる市民活動が重要なものであることから、今後も引き続き、活動場所の提供や、その活動に安心して取り組めるように必要な助言・情報提供などに努め、サークルや個人が相互に連携するためのネットワークづくりを支援していきます。

２　労働時間短縮への働きかけ（新規）	
事業概要	市内の事業所を対象に、労働時間短縮を促進するための働きかけを行います。国や県の普及パンフレットや資料の配布などにより、ワーク・ライフ・バランス、長期休暇制度の導入などに関する啓発・広報活動に努めます。

【取り組みの方向】

企業懇談会等、事業所の経営者が集まる機会をとらえて啓発物を配付することや、職場でメンタルヘルスセミナー等の実施及び職場環境の改善について働きかけます。

３　育児休業制度の普及と取得促進の啓発（新規）	
事業概要	市内の事業所を対象に、育児休業制度に関する広報・周知に努めるとともに、育児休業の取得や職場復帰がしやすい環境の整備、育児休業給付制度の適切な運用についての啓発に取り組みます。

【取り組みの方向】

関係部局及び関係機関と連携し、制度等の情報提供を広報やＨＰ等を通じ、市民や市内の事業所への啓発に努めていきます。

４　事業所内保育施設設置への働きかけ（新規）	
事業概要	市内の事業所を対象に、勤務が不規則な就業者の子育てを支援するための、事業所内保育事業や企業主導型保育事業を働きかけます。

【取り組みの方向】

関係機関から提供される情報やチラシ等を提供するなど、事業所内保育施設が増加していくよう啓発活動に努めます。

５　仕事との両立に向けた子育て支援相談の充実（新規）	
事業概要	育児休業明けの保育所の入所や受け入れなど適切な保育サービス等が受けられるよう、保育所、認可外保育所などに関する情報を提供し、子育て支援相談の充実に努めます。

【取り組みの方向】

相談があった際に、常備している保育園及びこども園の要覧等を提供したり、相談者に合った保育サービスを情報提供したり、スムーズに復職できるよう支援していきます。

基本目標４：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保

１．子育てバリアフリーの推進

１　公共施設のバリアフリー化	
事業概要	市が設置・管理・運営する施設へのスロープや多機能トイレの設置、段差解消など、子どもと一緒でも安全に快適に利用できるように、バリアフリー化に取り組んでいます。

【取り組みの方向】

今後も継続してバリアフリー化に取り組んでいきます。

２　公園の整備	
事業概要	子どもたちが安心して遊ぶことのできる整備された公園の実現に向けて、関係機関と連携をとりながら、計画的に行っています。

【取り組みの方向】

子どもたちの遊び場としてだけでなく、地域住民のレクリエーションの場としても、安全に利用してもらうために修繕等を行っていきます。

魅力的な公園の整備に向けて、既存の公園等を子ども及び地域住民のニーズにあったものにし、有効活用を図ります。

３　安全な道路環境の整備	
事業概要	安全な道路環境の整備に向けて計画的に取り組んでいます。

【取り組みの方向】

生活道路について、安全・安心に利用できるよう整備を進めます。

また、通学路合同点検結果を踏まえ、通学路を安全・安心に歩行できるように、道路整備を進めていきます。

２．子どもの安全の確保

１　「子ども１１０番の家」等緊急避難場所の設置促進	
事業概要	「子ども１１０番の家」は、児童が登下校や遊んでいるときに不審者と遭遇したときに助けを求めて、逃げ込む場所として地域内の協力者にお願いをしているものです。 「子ども１１０番の家」は大事に至る前にその児童を保護するとともに、警察や学校及び保護者等に緊急連絡を行うことになっており、その存在によって犯罪への抑止力となることを期待して設置しています。 「子ども１１０番（子ども緊急避難所）」シールを作成し、登録・協力していただいている家庭へ更新分を配付するとともに、自治会長等の協力のもと、新規の登録者に配付するなど、啓発活動を行っています。 学区内の「子ども１１０番の家」については、児童生徒及び保護者に周知を行っています。

【取り組みの方向】

今後も「子ども１１０番の家」の更なる周知活動を行い、各学校から、ボランティア実施状況について広報等を通じた情報発信を継続し、組織拡充と抑止力・啓発につながるように努めていきます。

２　防犯灯の整備促進	
事業概要	防犯上の見地から夜間の歩行者や、自転車の安全を図るため、地域からの申請に基づき防犯灯を設置します。防犯灯の維持管理（修繕料・電気料）は市で負担しています。 防犯灯の設置については、通勤通学路の安全確保と犯罪の未然防止を目的に、地域の要望を取り入れながら行っています。また、地域要望による防犯灯の設置については、設置費の半額を市で助成しています。

【取り組みの方向】

地域要望を取り入れながら積極的に整備を進めていきます。また、老朽化した灯具に関しては最新型のLEDタイプに交換し、夜間の歩行者や、自転車の安全を図り、地域の防犯に努めます。

３　交通安全・防犯・防災教育の充実	
事業概要	交通安全・防犯・防災についての知識を深め、安全に気を付け、自分の命を自分で守ることができるように、関係機関や地域住民の協力のもと、交通安全指導、安全教育、避難訓練、防犯教室等を行っています。 警察や防犯団体の協力を得て、幼稚園、保育園での交通安全教室、小・中学校での交通安全教室や防犯教室や安全マップ作り、防犯訓練を行っています。また、登下校中の児童生徒が犯罪に巻き込まれないように携帯用の防犯ブザーの携行を奨励しています。 各小学校区では、スクールガードボランティアを募り、登下校の見守り活動を行っています。 日常的な防災に関する指導のほかに、年に複数回、様々な災害を想定し、各関係機関や地域と連携した避難訓練を実施しています。

【取り組みの方向】

実際の通園、通学路を使用した実践的な内容の交通安全教室を行う必要があり、実施の際の準備や指導スタッフとしての地域住民の参加・協力が必要です。

今後も保護者や地域住民、警察署や交通指導隊の協力を得ながら、実践的な交通安全教室や防犯教室を実施していきます。

地域住民ボランティアの意識は高いものの、保護者の協力と意識の向上が何より重要となるため、今後も保護者への意識啓発に取り組んでいきます。

また、地域の実態に応じた危険予測学習などの安全教育を充実させるため、今後も、地震、津波、土砂崩れ等の様々な災害を想定し、地域の機関と連携した避難訓練を行っていきます。

４　保護者会などによるインターネット安全教室の開催支援（新規）	
事業概要	学校及び保護者会などの主催で、民間事業者の協力によるインターネット安全教室を開催し、基礎的な情報セキュリティ知識などインターネットによる被害を防止するための方法などに関する啓発活動の支援に取り組みます。

【取り組みの方向】

情報を正しく活用し、適切に発信する力を身に付け、他者とよりよい関係を築くことができるようにします。

基本目標５：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

１．障がい児施策の充実

１　障がい児保育事業	
事業概要	幼稚園・保育所・認定こども園で障がい児の保育をします。 市内では公立幼稚園・公立保育所・認定こども園９園で障がい児保育を実施しています。 専門機関と連携しながら、一人ひとりの実態に応じた適切な支援をしています。

【取り組みの方向】

心身障がい児に対応する保育士の増員や施設の整備など、多様なケースに応じた対応が必要であり、研修や園全体の理解を深め、保育の充実を図ります。

また、心身の発達に障がいがあると思われる場合は、保護者との信頼関係を構築しながら、専門機関と連携して対応していきます。

２　特別支援教育の充実	
事業概要	小・中学校の特別支援教育は、ＡＤＨＤ（注意欠陥/多動性障害）等の障がいのある児童生徒の増加のため、心身に障がいのある児童生徒の発達や障がいに応じた支援を行っています。 早期からの教育支援を進めるために年度当初に啓発パンフレットを年長児保護者対象に配付し、専門の「教育支援アドバイザー」を配置して教育相談を継続します。教育支援委員会を年２回開催し、個々の実態に応じた適切な教育支援を推進しています。

【取り組みの方向】

専門的な知識のある教育支援アドバイザーを配置し、教育相談等を実施することで、保護者の不安解消や早期からの切れ目ない支援の充実を図ります。教育支援委員会（年２回）と各中学校区の地区別連絡協議会を開催し、情報共有を行ったり、特別支援教育支援員を配置したりして個々の実態に応じた教育支援を推進します。

３　特別児童扶養手当事業	
事業概要	精神または身体に障がいのある 20 歳未満の子ども（児童）を監護している父もしくは母、または父母に代わって養育している養育者に対して、特別児童扶養手当を支給しています。 （支給額―平成 27 年４月～） ・１級：51,100 円 ・２級：34,030 円

【取り組みの方向】

今後も国の施策に従って継続して実施していきます。

４　重度心身障害児福祉医療費の支給	
事業概要	重度身体障害者手帳または療育手帳Ａの所持者に対し、医療費の一部負担を県の基準に従って助成しています。

【取り組みの方向】

今後も県の施策に従って継続して実施していきます。

２．ひとり親家庭に対する支援の充実

１　児童扶養手当事業	
事業概要	父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童を監護している父または母、または父母に代わってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って、児童扶養手当を支給しています。 （支給額―平成 27 年４月～） ・全部支給：42,000 円 ・一部支給：9,910 円～41,990 円 【取り組みの方向】 今後も国の施策に従って継続して実施していきます。

【取り組みの方向】

今後も国の施策に従って継続して実施していきます。

２　ひとり親家庭の児童福祉医療費の支給	
事業概要	ひとり親家庭の児童（18 歳まで）に対し、医療費の一部負担を県の基準に従って助成しています。

【取り組みの方向】

今後も県の施策に従って継続して実施していきます。

３　ひとり親家庭児童保育料助成事業費の支給	
事業概要	ひとり親家庭の児童の保育料を助成しています。認可外保育園、幼稚園の場合は保護者へ支給しています。

【取り組みの方向】

県事業を利用して事業を行うため、子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、県事業の見直しがあった場合には、県の取り組みに合わせて実施していきます。

４　ひとり親家庭日常生活支援事業	
事業概要	ひとり親家庭及び寡婦が、就職活動や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合または、生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者を派遣するなどにより、ひとり親などの生活の安定を図ります。

【取り組みの方向】

本事業に該当しても事業の利用を希望しない家庭もあるため、今後も事業の周知、理解に取り組み、支援を必要とする家庭における利用促進を図ります。

３．虐待防止対策の充実（新規）

児童虐待は「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト（無視、育児放棄）」「心的虐待」の４種類に分類されます。

また、児童福祉法の改正によって、すべての子どもの最善の利益の実現を支援していく観点から、児童の親や保護者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないとされました。児童の親や保護者においても、体罰によらない子育て等を推進することが求められます。

核家族化やライフスタイルの多様化によって、虐待の様相も変化しており、虐待の実態を把握することが重要になります。本市においては、児童虐待についての啓発を推進していくとともに、児童虐待の発生予防・早期発見、支援を必要とする妊婦の早期の把握、虐待防止ネットワークの強化、児童相談所と関係機関の情報共有の推進、児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上や一時保護所の体制の充実等を図っていきます。

１　虐待発生予防、早期発見・早期対応等	
事業概要	妊婦期からの発生予防に努めるほか、乳幼児健診、保育所、幼稚園、児童館、学校などにおいて、虐待防止の意識の向上と虐待の早期発見に努めます。また、福祉・医療・保健・教育・警察等の関係機関から構成する要保護児童対策地域協議会を軸に、地域全体での見守り、啓発を進めていきます。

【取り組みの方向】

相談体制の充実や相談先から関係機関につなぐなどの連携を図るほか、子育て家庭の見守り体制を強化する中で、児童虐待の発生予防等に努めます。

２　関係機関との連携等	
事業概要	関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応と家庭への支援、配偶者等からの暴力による被害者の保護を図ります。

【取り組みの方向】

要保護児童対策地域協議会の活動を円滑かつ効果的に進めるため、市は中心的な役割を担い、支援の一体性、連続性を確保するとともに、児童相談所等関係機関との円滑な連携を強化します。

また、個々の虐待事例に対して、迅速かつ適切に対応するため、当該協議会個別ケース検討会議において情報交換等を行い、各機関の役割や支援方針について検討し、児童の安全確保を最優先としながら、家庭の状況等に応じた適切な対応に努めます。

第７章　計画の推進体制

【空白のページ】

１．潟上市子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、「潟上市子ども・子育て会議」において毎年度定期的に計画の進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて修正を行います。

また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画期間内であっても計画の見直しを行います。

潟上市子ども・子育て会議の役割

①教育・保育施設や地域型保育事業に関する市の「利用定員」の設定について意見を述べること。
②市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
③市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

２．庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内会議を開催します。

庁内横断的なプロジェクト会議による進行管理

３．関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

潟上市がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

４．計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本市が活用している様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

５．進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。従って、計画自体をより実効性のあるもの、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。

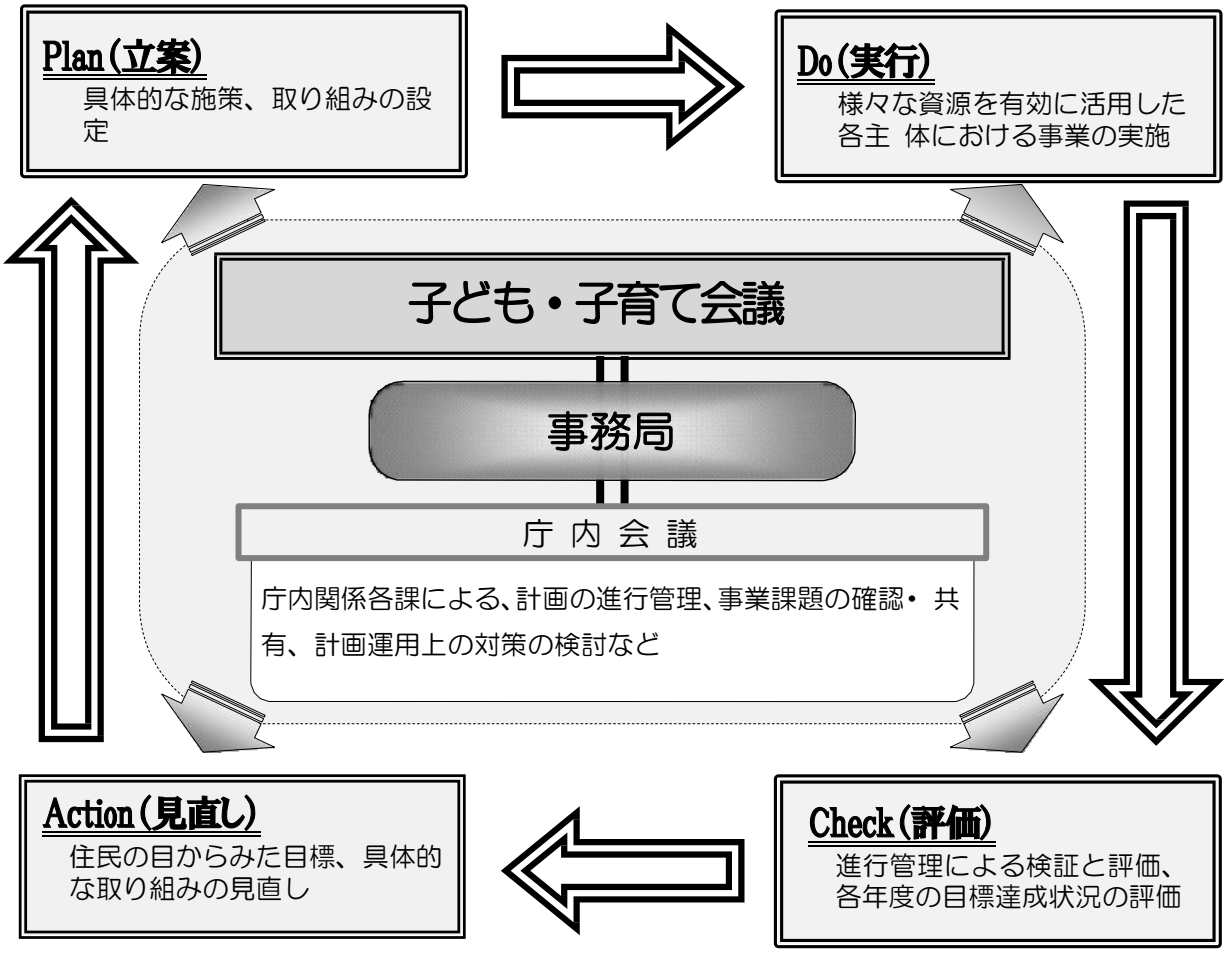

【空白のページ】

資料編

【子ども・子育て会議設置条例及び委員名簿を掲載いたします。】

潟上市　子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月

発行　　潟上市

潟上市教育委員会　幼児教育課　幼児教育班

電話　018-853-5301（代表）

ＦＡＸ0223-24-0406

編集　　株式会社ぎょうせい